

教育委員会・学校法人アンケート 調査結果

2006年11月27日

内閣府

目次

調査実施概要	4
調査結果の要約	5
「教員の採用・評価等に関するアンケート」都道府県教育委員会調査結果	10
・ 特別免許状の授与を前提とした採用選考	11
・ 特別免許状の授与を前提とした採用選考(各種手続きの活用)	12
・ 特別免許状の授与を前提とした採用選考(今後の予定)	13
・ 教員免許状未取得者に対する周知活動	14
・ 任期付き教員の任用	15
・ 採用選考における公正性の確保	16
・ 条件付き採用制度における児童生徒・保護者による教員評価	17
・ 指導力不足教員への対応	18
・ 指導力不足教員への対応(分限処分とすべき教員判定のための運用指針)	19
・ 児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価、学校評価	20
・ 教職大学院修了者の採用・処遇の方針	21
・ 教員養成系大学・学部からの働きかけ	22
・ 教員養成系大学・学部からの働きかけ(都道府県教育委員会の対応)	23
「学校選択制等の実施状況に関するアンケート」市区教育委員会調査結果	24
・ 学校選択制の導入状況	25
・ 学校選択制の導入時期	26
・ 学校選択制を導入して良かった点	27
・ 学校選択制を導入して悪かった点	28
・ 学校選択制の導入を検討している理由	29
・ 学校選択制の導入を検討していない理由	30
・ 学校選択制導入の検討状況	31

「学校選択制等の実施状況に関するアンケート」市区教育委員会調査結果(続き)

• 就学校指定の際の保護者からの申立による就学校変更の状況	32
• 就学通知への変更申立ができる旨の記載	33
• 就学校変更の拒否(就学校指定時)	34
• 就学校変更の要件及び手続きの公表(就学校指定時)	35
• 就学校変更の要件及び手続きの公表(平成18年3月までと4月以降の相違)	36
• 就学校変更の理由の公表(就学校指定時)	37
• 就学校変更の理由の公表(平成18年3月までと4月以降の相違)	38
• 就学校変更理由の就学通知への記載	39
• 在学中の児童生徒の保護者からの申立による就学校変更の状況	40
• 就学校変更の拒否(在学中)	41
• 就学校変更への対応(在学中)	42
• 就学校変更への対応(平成18年3月までと4月以降の相違)	43
• 就学校変更の理由(在学中)	44
• 学校に関する情報公開	45
• 児童生徒・保護者による評価の実施状況	46
• 児童生徒・保護者による評価の実施状況(対外的公表)	47
• 児童生徒・保護者による評価の実施状況(匿名性の担保)	48

「教員の採用・評価等に関するアンケート」学校法人調査結果	49
• 特別免許状の授与を前提とした採用選考	50
• 特別免許状の授与を前提とした採用選考の実施予定	52
• 学校に関する情報公開(私立小学校)	53
• 学校に関する情報公開(私立中学校)	54
• 児童生徒・保護者による評価の実施状況	55
• 児童生徒・保護者による評価の実施状況(内容)	56
• 児童生徒・保護者による評価の実施状況(対外的公表)	57
• 児童生徒・保護者による評価の実施状況(匿名性の担保)	58
• 児童生徒・保護者による評価実施の通知・指導	59
• 児童生徒・保護者による評価実施の通知・指導(形式)	60

調査実施概要

都道府県教育委員会調査「教員の採用・評価等に関するアンケート」実施概要

- 都道府県教育委員会における教員の採用・評価に関する実態を把握する。
- 全ての都道府県教育委員会の採用担当者に対して調査票を電子メールで送付・回収した(一部はファックスで送付・回収)。

市区教育委員会調査「学校選択制等の実施状況に関するアンケート」実施概要

- 市区教育委員会における学校選択制の実施状況に関する実態を把握する。
- 全国の全ての市・特別区教育委員会の義務教育課程担当者に対して調査票を電子メールで送付・回収した(一部はファックスで送付・回収)。(2006年10月1日現在、全国の市及び特別区の数合計802)

私立小学校・中学校調査「教員の採用・評価等に関するアンケート」実施概要

- 小学校・中学校を持つ学校法人における教員の採用・評価に関する実態を把握する。
- 「全国学校総覧2006年版」に記載された全国の私立小学校・中学校(休校もしくは児童生徒募集停止中の学校を除く)の採用担当者に対して調査票を電子メールで送付・回収した(一部はファックスで送付・回収)。

調査期間

- 2006年10月24日～2006年11月7日

	送付数	回収数	回収率
都道府県教育委員会	47	47	100.0%
市区教育委員会	802	678	84.5%
私立小学校・中学校	878	437	49.8%

調査結果の要約(1)

1. 教員の採用・評価等に関するアンケート(都道府県教育委員会)

- コメントを付記する場合、都道府県からの回答であっても全て「県」で統一する。

特別免許状の授与を前提とした採用選考

- 平成18年4月以降、特別免許状等の授与を前提として、採用選考段階で教員免許を有していない人を対象とした採用選考を実施したかどうか都道府県教育委員会に尋ねたところ、「特別免許状等の授与を前提とした採用選考を実施した」ところが27.7%(13県)であった。実施した県においては、教員採用(予定)人数は全体で45人、いずれも高等学校の教員となっている。そのうち、特別免許状を付与した件数は38件で、ほとんどが看護師である。
- 特別免許状等の授与を前提とした教員の採用選考を実施していない都道府県教育委員会に対し、今後、教員の採用に際して、特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施する予定があるかどうか尋ねたところ、「現時点ではわからない」とする回答が最も多く69.7%(23県)を占める。次いで「特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施する予定はない」という回答が18.2%(6県)である。
- 教育委員会が教員の採用選考を実施する際には、免許状未取得者も応募できる旨を志願者にも周知徹底するように促すとされているが、そうした周知活動を「実施している」と回答した都道府県教育委員会は、全体の27.7%(13県)となっている。

教員採用における公正性の確保

- 教員採用における公正性の確保を担保するために、どのような対策を講じているかを都道府県教育委員会に尋ねたところ、「教育委員会が求める教員像を明確にして公表している」、「学力試験問題を公表している」、「面接に当たって多様な構成により幅広い公正な立場から面接を行える者を確保している」、「選考の過程で利害関係者による接触等を排除している」については、9割以上の県から「実施した」という回答があった。他方、「採用選考方法・基準を公表している」というところは14.9%(7県)にとどまった。

条件付き採用制度における児童生徒・保護者による教員評価

- 平成18年度以降の採用者について、条件付き採用期間を経て正式採用の可否を決定する際、児童生徒・保護者による教員評価の結果を「活用するつもりである」と回答した都道府県教育委員会は、全体の2.1%(1県)となっている。その場合、正式採用の可否の決定に占めるウェイトとしては「10%以下」という回答であった。

調査結果の要約(2)

指導力不足教員への対応

- 指導力不足教員を教壇から退出させる仕組みを検証したかどうか都道府県教育委員会に尋ねたところ、「既に検証した」と「検証する予定であるが時期は未定」という回答がともに38.3% (18県)を占めている。指導力不足教員を教壇から退出させる仕組みを既に検討した教育委員会において、児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価の結果等を「取り入れた」と回答したところが1県。児童生徒・保護者による教員評価の結果が指導力不足教員退出決定に占めるウェイトは「10～20%程度」である。
- 指導力不足教員のうち、分限処分とすべき教員を判定するための具体的で明確な運用指針を策定したかどうか都道府県教育委員会に尋ねたところ、「策定する予定であるが時期は未定」という回答が最も多く、46.8% (22県)を占めている。運用指針を既に策定した教育委員会において、当該運用指針の中に、児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価の結果等を「取り入れた」と回答したところが1県。児童生徒・保護者による教員評価の結果が分限処分の判定に占めるウェイトは「10～20%程度」である。

児童生徒・保護者による教員評価

- 都道府県教育委員会が市町村教育委員会に対し、児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価や学校評価を導入するよう促しているかどうか尋ねたところ、「促している」という回答をしたところは全体の46.8% (22県)であり、「促していない」という回答は12.8% (6県)である。

教職大学院修了者の採用・処遇の方針

- 教職大学院の修了者の採用方針を都道府県教育委員会に尋ねたところ、「現時点ではわからない」が68.1% (32県)と最も多い。「大学院修了という資格には変わりがなく、教員としての適性が一律に高いという保証はないため採用試験等は一般大学院修了者と同等にしたい」は29.8% (14県)となっている。
- 教職大学院の修了者を採用する場合の給料等の処遇については、「現時点ではわからない」が70.2% (33県)、「大学院修了という資格には変わらないので、処遇は一般大学院修了者と同等にする」が29.8% (14県)となっている。
- 教職大学院を設置予定の教員養成系大学・学部などから、教職大学院修了者の採用や処遇等の件で働きかけを既に受けているかどうか尋ねたところ、「受けている」という回答が17.0% (8県)である。受けている内容としては、「教職大学院修了者の優先的採用」が主たるものである。教職大学院を設置予定の教員養成系大学・学部などからの働きかけを受けている教育委員会の対応を尋ねたところ、「大学の意向を考慮する」が25.0% (2県)、「いちがいにいけない」が37.5% (3県)であった。

調査結果の要約(3)

2. 学校選択制等の実施状況に関するアンケート(市区教育委員会)

学校選択の実施状況

- 全国の市区教育委員会に学校選択制(就学校指定の際、保護者からの事前の意見聴取を踏まえて就学すべき学校の指定をすること)の導入状況を探ったところ、小学校で「導入している」という回答が全体の14.9%、「導入していないが、導入を検討中である」という回答が18.0%であった。中学校で「導入している」という回答は全体の15.6%、「導入していないが、導入を検討中である」という回答が18.1%となっている。
- 学校選択制を導入している市区教育委員会に対して導入して良かった点を尋ねたところ、小学校においては「保護者の学校教育への関心が高まった」が49.5%と最も多い。中学校においては「子どもが自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになった」が59.4%と最も多い。
- 学校選択制を導入している市区教育委員会において、「小学校の学校選択制を導入して悪かったと思う点がある」と回答したところが26.7%、「中学校の学校選択制を導入して悪かったと思う点がある」と回答したところが31.1%あった。学校選択制を導入して悪かったと思う点があると回答した市区教育委員会があげる主な点は、小学校・中学校ともに「通学距離が長くなり、登下校時の児童・生徒の安全の確保が難しくなった」という回答が最も多い。「学校間の格差が大きくなった」、「学校間の序列化が生じた」をあげる意見は少ない。
- 現在、学校選択制の導入を検討している市区教育委員会に対して、その理由を探ったところ、小学校・中学校ともに「選択や評価を通じて特色ある学校づくりが推進できる」、「保護者の学校教育への関心が高まる」、「子どもが自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになる」、「教職員の意識が変わる」といった点を上位にあげている。
- 現在、学校選択制を導入しておらず検討もしていない市区教育委員会に対して、その理由を探ったところ、小学校・中学校ともに「学校と地域との連携が希薄になる恐れがある」を最も多くあげている。
- 現在、学校選択制を導入していない市区教育委員会に学校選択制導入の検討状況を探ったところ、小学校・中学校ともに「学校選択制に関する住民の意識調査を実施した(又は、する予定)」が最も多く、4割以上の市区が回答している。次いで「外部の有識者を含めた検討会等を発足させた(又は、する予定)」が25%強である。

調査結果の要約(4)

児童生徒・保護者からの申立による就学校の変更

- 「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるもの」については、文部科学省として、どの市町村においても就学校の変更が認められてよいとの解釈が示されているが、この3つの理由のいずれかで就学校の指定時の変更申立を拒否する場合は「ありうる」と回答した市区教育委員会が、全体の55.8%と過半数を占めた。その理由としては、「申立の内容によって検討する」、「は認めるものの、の理由については個別に検討する」、「保護者と協議を進める」等の回答が寄せられている。
- 同様に、この3つの理由のいずれかで在学中の児童生徒の保護者から就学校変更の申立があった場合、それを拒否する場合は「ありうる」と回答した市区教育委員会が、全体の56.6%と過半数を占める。その理由としては、「申立の内容によって検討する」、「の理由については認めない」等の回答が寄せられている。
- 学校教育法施行規則第33条では、市町村教育委員会は就学校を変更することができる場合の要件及び手続きに関し、必要な事項を定めこれを公表するものとされているが、平成18年4月以降の公表状況については、「すでに必要な事項を公表した」とする市区教育委員会が全体の32.3%となっている。「公表方法など必要な事項を想定していないし、公表する予定はない」という回答が14.6%となっている。また、就学校の変更理由について平成18年4月以降の公表状況については、「すでに具体的な変更理由を公表した」とする市区教育委員会が28.6%となっている。「具体的な変更理由を想定していないし、公表する予定はない」というところが11.1%となっている。

学校に関する情報公開

- 学校に通学する児童生徒や保護者のみならず、広く一般市民が情報を得られるように各学校において工夫するよう措置することになっているが、市区教育委員会が公表すべき項目として各学校を指導しているものとしては、「学校の教育目標・経営方針」、「学校行事の内容」、「学校の特色、改善が必要な点」が上位にきている。

児童生徒・保護者による評価

- 学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価の実施について、市区教育委員会の取り組み状況を尋ねたところ、当該市区内の小学校のうち「授業評価を実施している」ところが小学校で43.4%、中学校では44.3%となっている。「個別の教員評価を実施している」というところは小学校・中学校ともに13%程度である。
- 学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価の対外的な公表状況について尋ねたところ、当該市区内の小学校のうち「児童生徒・保護者に報告している」ところが64.5%、中学校では61.2%となっている。「第三者が閲覧できる形で公表している」というのは、小学校・中学校ともに18%程度である。児童生徒・保護者による教員評価や学校評価を実施している場合、どの児童生徒・保護者が回答したのかが一切分からないような配慮をしているか、実施している調査の形式を尋ねたところ、小学校・中学校ともに無記名の調査票を担任宛に提出するというところが50%程度である。(なお、この数値は今回のアンケートに回答した市区内の公立小学校・公立中学校全校を母数としたものであり、教員評価や学校評価を実施している学校のみを母数としたものではない。)

調査結果の要約(5)

3. 教員の採用・評価等に関するアンケート(学校法人)

特別免許状の授与を前提とした採用選考

- 平成18年4月以降、特別免許状等の授与を前提として、採用選考段階で教員免許を有していない人を対象とした採用選考を実施したかどうか私立小学校・中学校に尋ねたところ、「特別免許状等の授与を前提とした採用選考を実施していない」という回答がともに9割を超えた。実施したのは私立小学校で4.2%(4校)、私立中学校で3.2%(11校)となる。
- 特別免許状等の授与を前提とした教員の採用選考を実施していない私立小学校・中学校に対し、今後、教員の採用に際して、特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施する予定があるかどうか尋ねたところ、私立小学校・中学校とも「現時点ではわからない」という回答が過半数となっている。

学校に関する情報公開

- 学校に通学する児童生徒や保護者のみならず、広く一般市民が情報を得られるように各学校において工夫するよう措置することになっているが、私立小学校においては「学校の教育目標・経営方針」、「学校行事の内容」は「既に公開している」という回答が9割を超えている。
- 私立中学校においては「学校行事の内容」、「部活動の内容」、「学校の教育目標・経営方針」、「児童生徒の進学実績、進路状況」は「既に公開している」という回答が9割を超えている。

児童生徒・保護者による評価

- 学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価の実施について、私立小学校・中学校の取り組み状況を尋ねたところ、「実施している」という回答が私立小学校で22.1%、私立中学校で32.5%となっている。
- 実施している学校において、その内容について尋ねたところ、私立小学校では「学校が楽しいかどうか」、私立中学校では「教員の指導内容、教え方」が最も多い。
- 児童生徒・保護者による教員評価や学校評価を実施している場合、その結果を対外的に公表しているかどうか尋ねたところ、私立小学校では「評価結果を児童生徒・保護者へ報告している」が57.1%と最も多い。私立中学校では「評価を実施しているが、公表や報告はしていない」が48.6%である。
- 児童生徒・保護者による教員評価や学校評価を実施している場合、どの児童生徒・保護者が回答したのかが一切分からないような配慮をしているか、実施している調査の形式を尋ねたところ、私立小学校、私立中学校ともに無記名の調査票を担任宛に提出という形式が過半数である。私立中学校の場合は、無記名の調査票を学校長宛に提出という形式も19.8%ある。

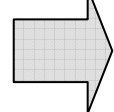
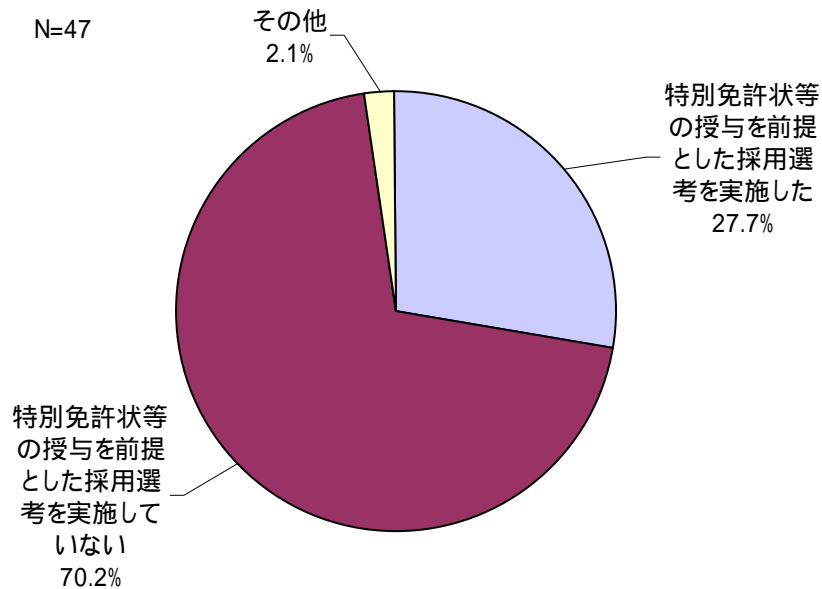
「教員の採用・評価等に関するアンケート」 都道府県教育委員会調査結果

コメントを付記する場合、都道府県からの回答であっても全て「県」
で統一する。

特別免許状の授与を前提とした採用選考

平成18年4月以降、特別免許状等の授与を前提として、採用選考段階で教員免許を有していない人を対象とした採用選考を実施したかどうか都道府県教育委員会に尋ねたところ、「特別免許状等の授与を前提とした採用選考を実施した」ところが27.7% (13県) 「特別免許状等の授与を前提とした採用選考を実施していない」という回答が70.2% (33県)と大部分を占めた。特別免許状の授与を前提とした教員の採用選考を実施したところにおいては、教員採用(予定)人数は13県全体で45人、いずれも高等学校の教員となっている。そのうち、特別免許状を付与した件数は38件で、ほとんどが看護師である。

問3. 貴教育委員会では、平成18年4月以降、特別免許状等の授与を前提として、採用選考段階では教員免許を保有していない人を対象とした採用選考を実施しましたか。(は1つだけ)



問3付問1. 採用選考時に教員免許状を持っていない人(平成19年3月31日までの取得見込み者は含まない)の採用予定人数は何人ですか。

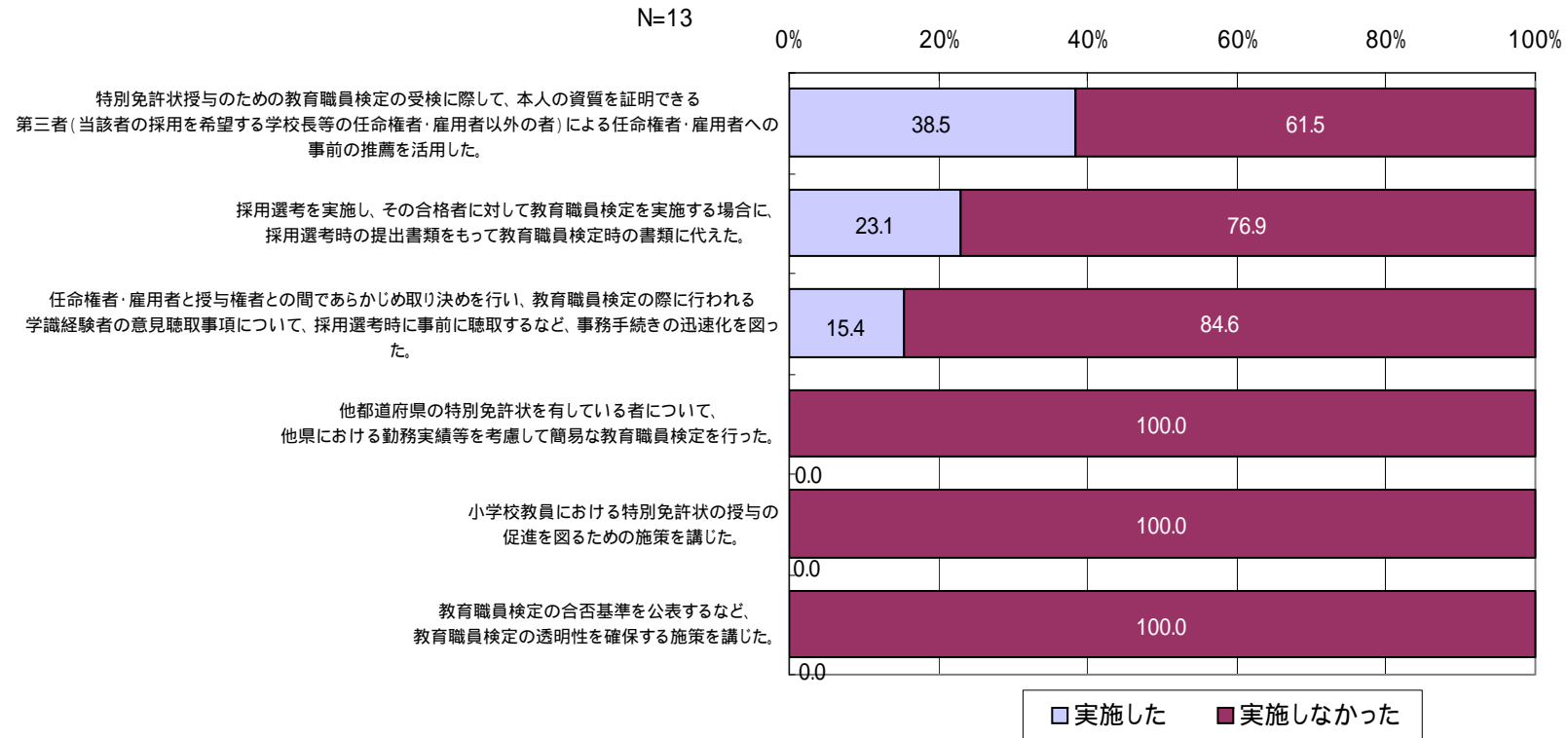
問3付問2. 上記のうち、特別免許状を授与した件数は何件ですか。

	問3付問1	問3付問2
小学校	0人	0件
中学校	0人	0件
高等学校	45人	38件

特別免許状の授与を前提とした採用選考(各種手続きの活用)

特別免許状の授与を前提とした教員の採用選考を実施した都道府県教育委員会においては、「特別免許状授与のための教育職員検定の受検に際して、本人の資質を証明できる第三者(当該者の採用を希望する学校長等の任命権者・雇業者以外の者)による任命権者・雇業者への事前の推薦を活用した」というところが38.5%(5県)ある。

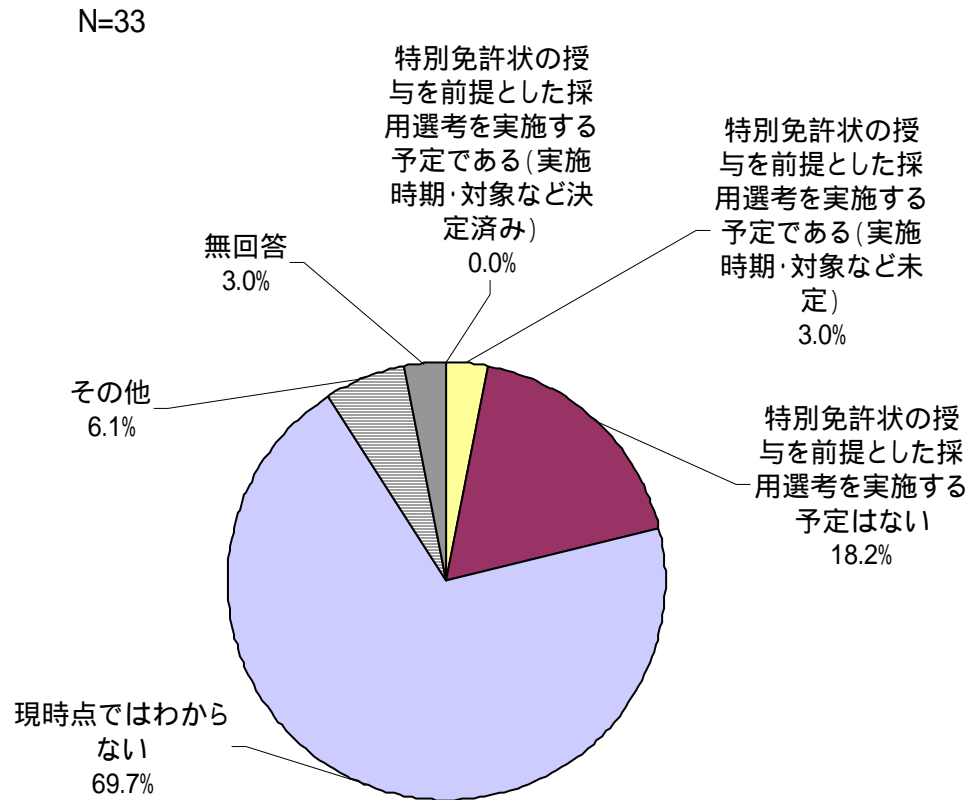
問3付問4. 貴教育委員会では、特別免許状の活用のために、以下のような取り組みを行いましたか。(それぞれは1つだけ)



特別免許状の授与を前提とした採用選考(今後の予定)

特別免許状等の授与を前提とした教員の採用選考を実施していない都道府県教育委員会に対し、今後、教員の採用に際して、特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施する予定があるかどうか尋ねたところ、「現時点ではわからない」とする回答が最も多く69.7% (23県) を占める。次いで「特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施する予定はない」という回答が18.2% (6県) である。

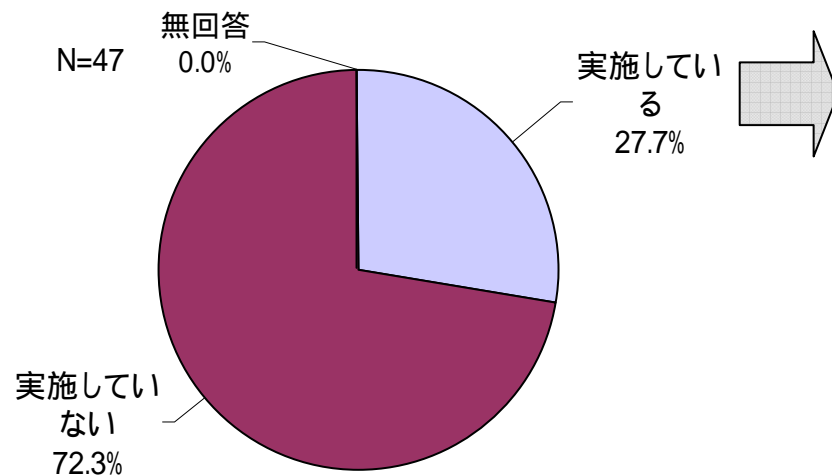
問3付問5. 貴教育委員会では、今後、教員の採用に際して、特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施する予定がありますか。(は1つだけ)



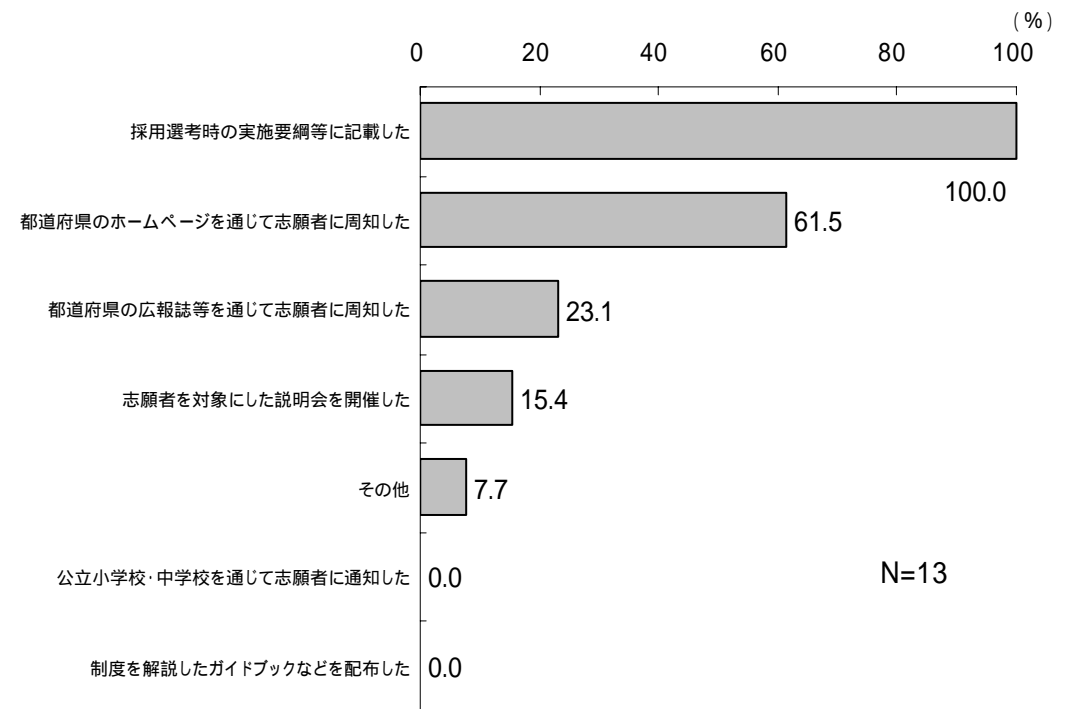
教員免許状未取得者に対する周知活動

教育委員会が教員の採用選考を実施する際には、免許状未取得者も応募できる旨を志願者にも周知徹底するよう促すとされているが、そうした周知活動を「実施している」と回答した都道府県教育委員会は、全体の27.7% (13県)となっている。
周知活動を「実施している」と回答したところで行っている具体的な活動内容としては、「採用選考時の実施要綱等に記載した」が全県、「都道府県のホームページを通じて志願者に周知した」が61.5% (8県)となっている。

問4. 貴教育委員会では、そうした周知活動を実施していますか。(は1つだけ)



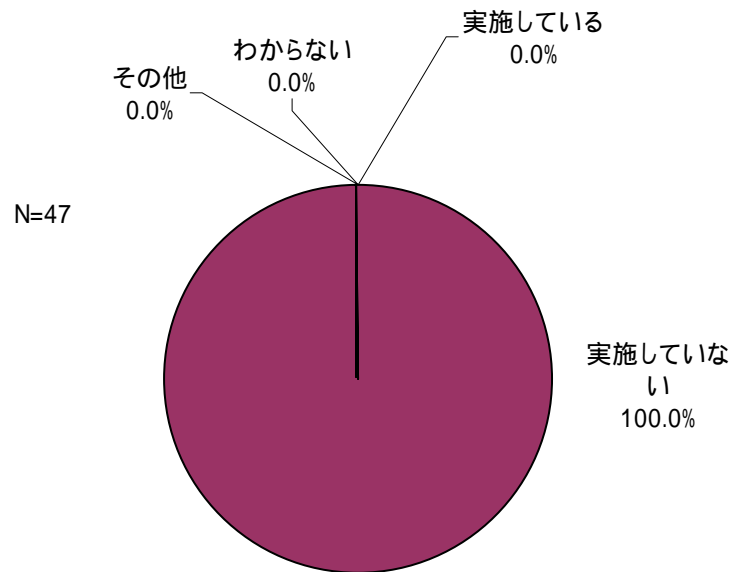
問4付問. 志願者への周知活動は具体的にどのような方法で実施していますか。(はいくつでも)



任期付き教員の任用

平成18年度に、任期付き教員の任用を実施した都道府県教育委員会はなかった(但し、「地方公務員の育児休業等に関する法律」第6条第1項に基づく任期付き教員の採用の例は含まない)。

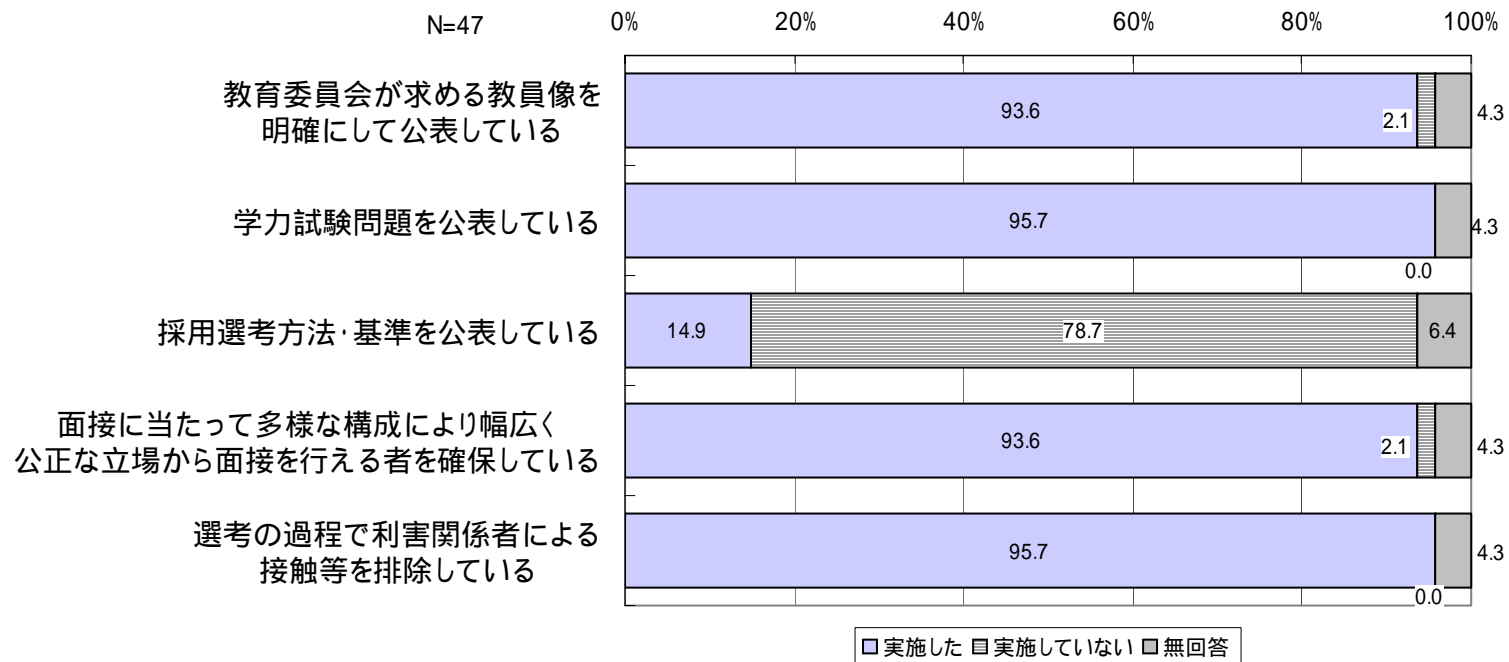
問5. 貴教育委員会では、平成18年度に任期付き教員の任用を実施していますか。(は1つだけ)



教員採用における公正性の確保

教員採用における公正性の確保を担保するために、どのような対策を講じているかを都道府県教育委員会に尋ねたところ、「教育委員会が求める教員像を明確にして公表している」、「学力試験問題を公表している」、「面接に当たって多様な構成により幅広く公正な立場から面接を行える者を確保している」、「選考の過程で利害関係者による接触等を排除している」については、9割以上の県から「実施した」という回答があった。他方、「採用選考方法・基準を公表している」というところは14.9%（7県）にとどまった。

問6. 貴教育委員会では、教員採用における公正性の確保を担保するために、どのような対策を講じていますか。(それぞれ は1つだけ)

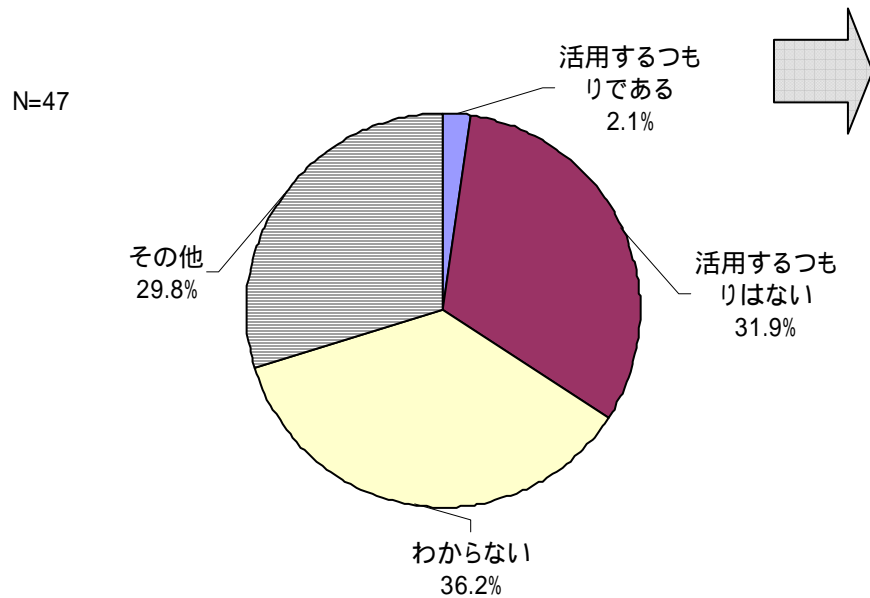


条件付き採用制度における児童生徒・保護者による教員評価

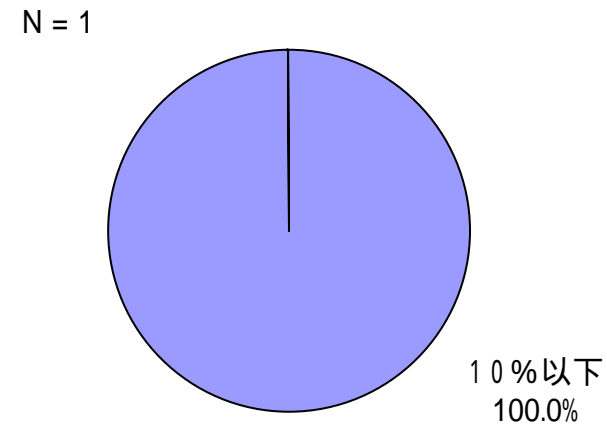
平成18年度以降の採用者について、条件付き採用期間を経て正式採用の可否を決定する際、児童生徒・保護者による教員評価の結果を「活用するつもりである」と回答した都道府県教育委員会は、全体の2.1%(1県)となっている。

「活用するつもりである」と回答したところで、正式採用の可否の決定に占めるウェイトとしては「10%以下」という回答であった。

問8. 貴教育委員会では、平成18年度以降の採用者について、条件付き採用期間を経て正式採用の可否を決定する際、児童生徒・保護者による教員評価の結果を活用するつもりですか。(は1つだけ)



問8付問. 児童生徒・保護者による教員評価の結果が、正式採用の可否の決定に占めるウェイトはどの程度にするつもりですか。(は1つだけ)

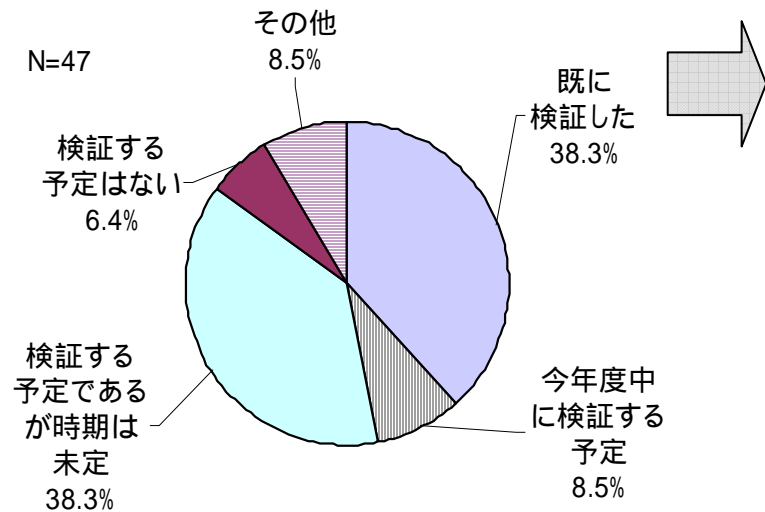


指導力不足教員への対応

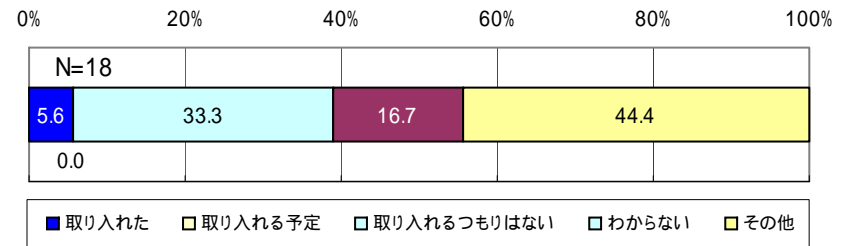
指導力不足教員を教壇から退出させる仕組みを検証したかどうか都道府県教育委員会に尋ねたところ、「既に検証した」と「検証する予定であるが時期は未定」という回答がともに38.3% (18県) を占めている。

指導力不足教員を教壇から退出させる仕組みを既に検討した教育委員会において、児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価の結果等を「取り入れた」と回答したところが1県。児童生徒・保護者による教員評価の結果が指導力不足教員退出決定に占めるウェイトは「10～20%程度」である。

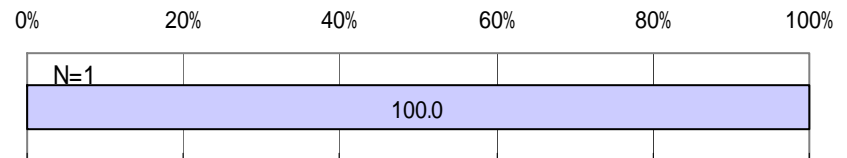
問9. 貴教育委員会では、指導力不足教員を教壇から退出させる仕組みを検証しましたか。(は1つだけ)



問9付問1. 貴教育委員会では、指導力不足教員を教壇から退出させる仕組みとして、児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価の結果等を取り入れていますか。(は1つだけ)



問9付問2. 児童生徒・保護者による教員評価の結果が、指導力不足教員退出決定に占めるウェイトはどの程度にするつもりですか。(は1つだけ)



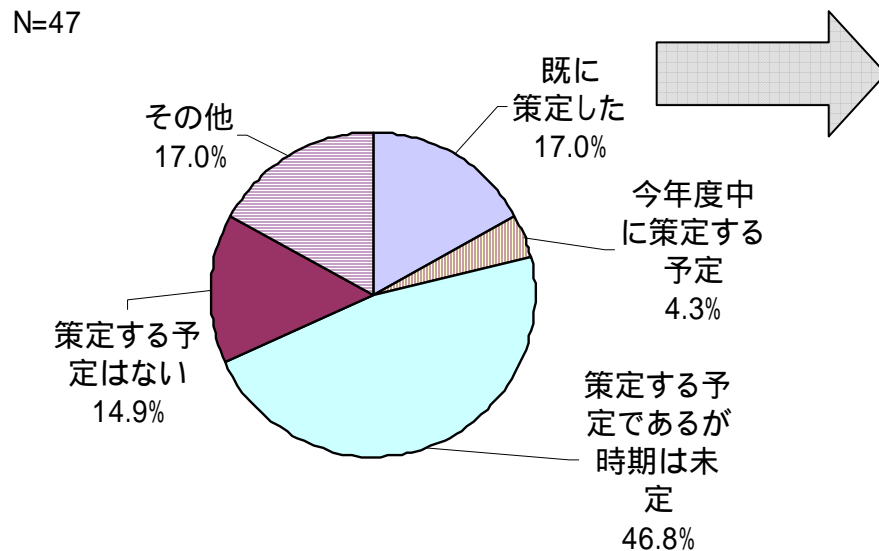
□ 10～20%程度

指導力不足教員への対応(分限処分とすべき教員判定のための運用指針)

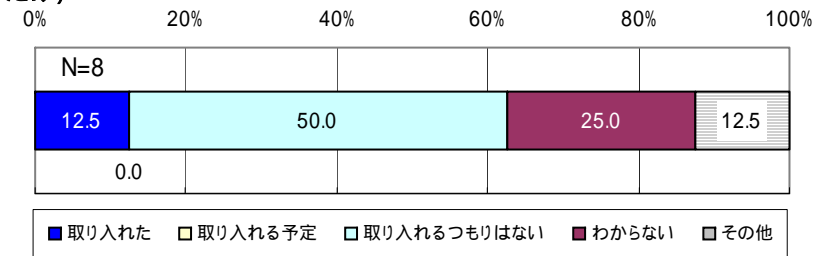
指導力不足教員のうち、分限処分とすべき教員を判定するための具体的で明確な運用指針を策定したかどうか都道府県教育委員会に尋ねたところ、「策定する予定であるが時期は未定」という回答が最も多く、46.8% (22県) を占めている。

運用指針を既に策定した教育委員会において、当該運用指針の中に、児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価の結果等を「取り入れた」と回答したところが1県。児童生徒・保護者による教員評価の結果が分限処分の判定に占めるウェイトは「10～20%程度」である。

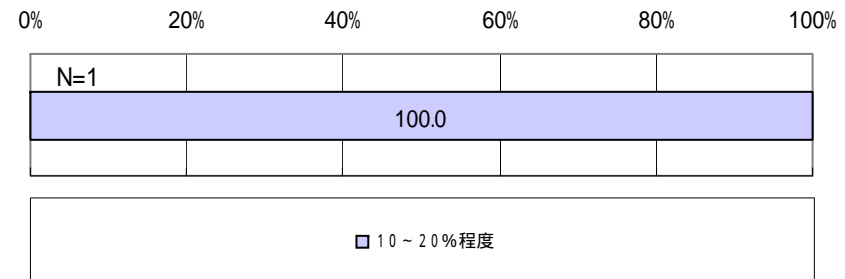
問10. 貴教育委員会では、分限処分とすべき教員を判定するための具体的で明確な運用指針を策定されましたか。(は1つだけ)



問10付問1. 貴教育委員会では、当該運用指針の中に、児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価の結果等を取り入れていますか。(は1つだけ)



問10付問2. 児童生徒・保護者による教員評価の結果が、分限処分の判定に占めるウェイトはどの程度にするつもりですか。(は1つだけ)

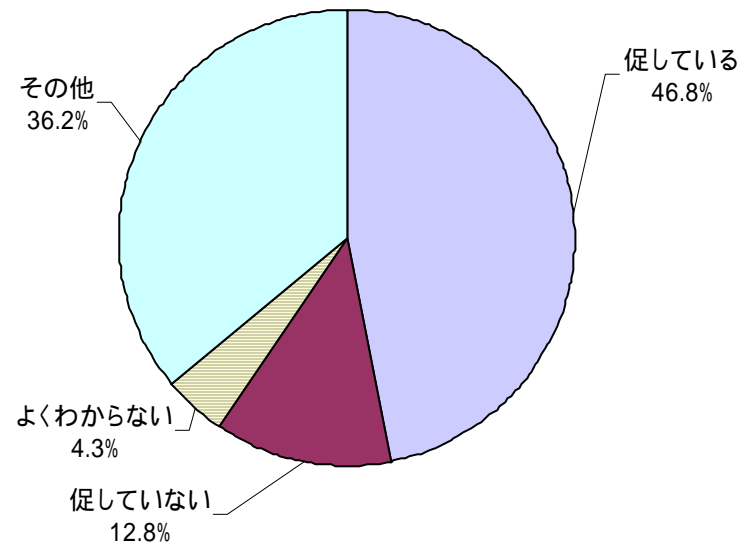


児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価、学校評価

市町村教育委員会に対し、児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価や学校評価を導入するよう促しているかどうか尋ねたところ、「促している」という回答をした都道府県教育委員会は全体の46.8% (22県)であり、「促していない」という回答は12.8% (6県)である。

問11. 貴教育委員会では、市町村教育委員会に対し、児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価や学校評価を導入するよう促していますか。(は1つだけ)

N=47

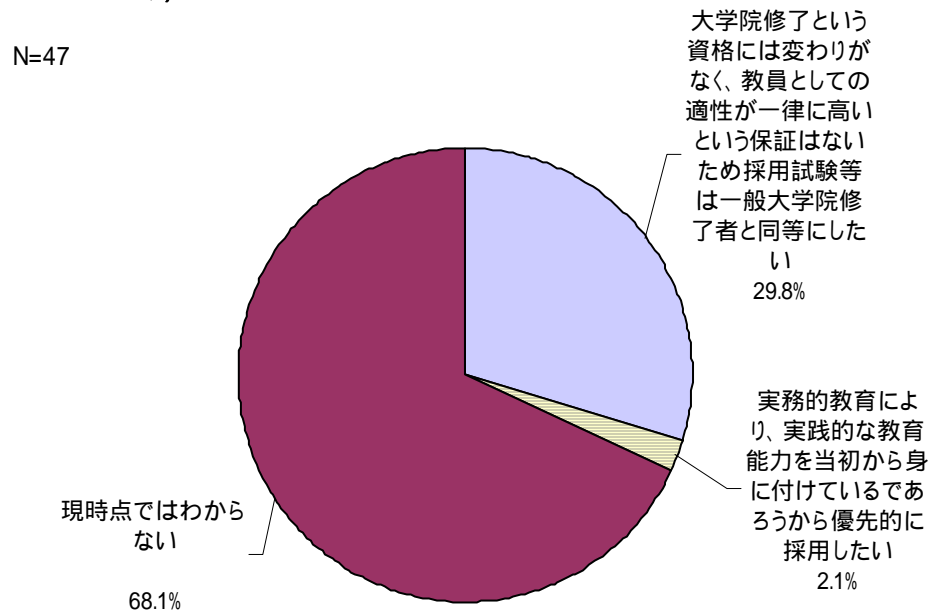


教職大学院修了者の採用・処遇の方針

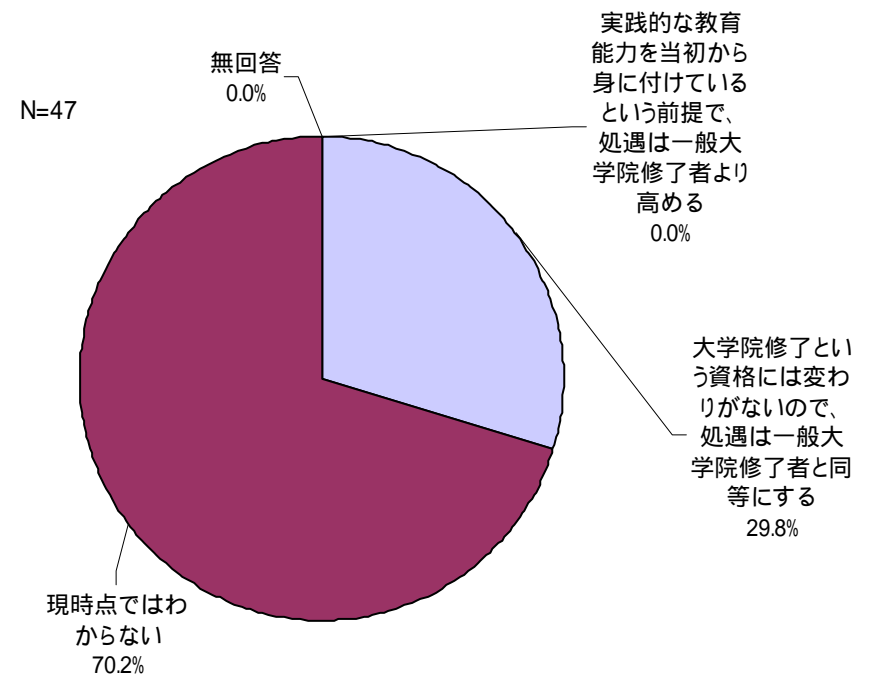
教職大学院の修了者の採用方針を都道府県教育委員会に尋ねたところ、「現時点ではわからない」が68.1% (32県)と最も多い。「大学院修了という資格には変わりがなく、教員としての適性が一律に高いという保証はないため採用試験等は一般大学院修了者と同等にしたい」は29.8% (14県)となっている。

教職大学院の修了者を採用する場合の給料等の処遇については、「現時点ではわからない」が70.2% (33県)、「大学院修了という資格には変わりがないので、処遇は一般大学院修了者と同等にする」が29.8% (14県)となっている。

問12. 教職大学院が実現して、その修了者を教員として採用する場合、貴教育委員会ではどのような採用方針をとるつもりですか。(は1つだけ)



問13. 教職大学院の修了者を採用するとしたら、給料等その処遇はどのようなになるとお考えですか(は1つだけ)。

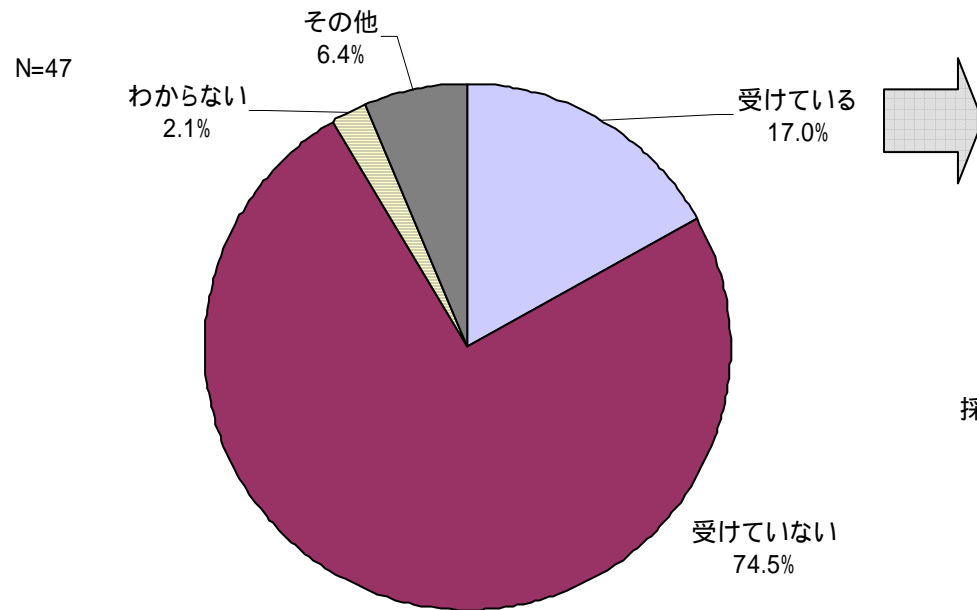


教員養成系大学・学部からの働きかけ

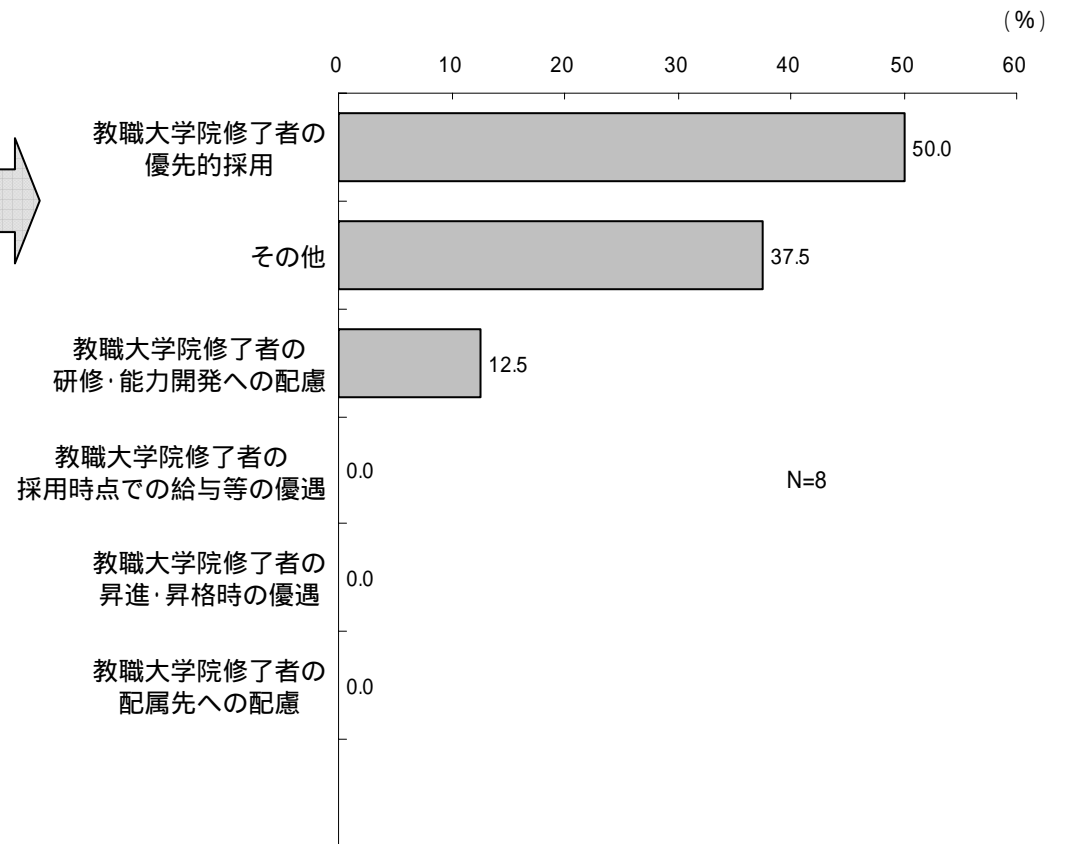
教職大学院を設置予定の教員養成系大学・学部などから、教職大学院修了者の採用や処遇等の件で働きかけを既に受けているかどうか尋ねたところ、「受けている」という回答が17.0% (8県)である。

受けている内容としては、「教職大学院修了者の優先的採用」が主たるものである。

問14. 貴教育委員会では、教職大学院を設置予定の教員養成系大学・学部などから、教職大学院修了者の採用や処遇等の件で働きかけを既に受けていますか。(は1つだけ)



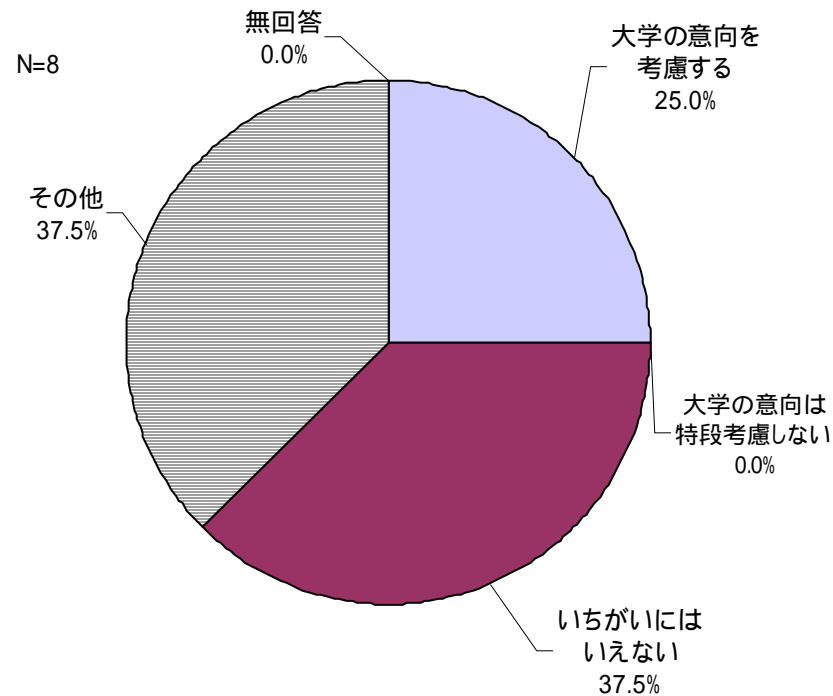
問14付問2. 働きかけの内容を教えてください。(はいくつでも)



教員養成系大学・学部からの働きかけ(都道府県教育委員会の対応)

教職大学院を設置予定の教員養成系大学・学部などからの働きかけを受けている教育委員会の対応を尋ねたところ、「大学の意向を考慮する」が25.0% (2県)、「いちがいにはいけない」が37.5% (3県)であった。

問14付問3. こうした働きかけに対して、貴教育委員会ではどのように対応するつもりですか。(は1つだけ)





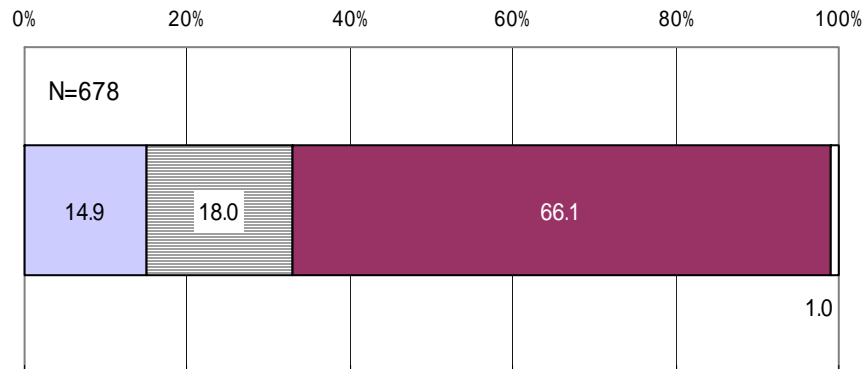
**「学校選択制等の実施状況に関するアンケート」
市区教育委員会調査結果**



学校選択制の導入状況

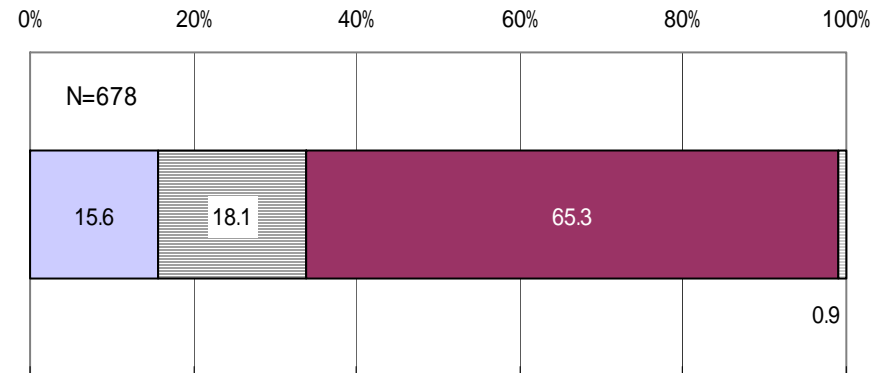
全国の市区教育委員会に学校選択制(就学校指定の際、保護者からの事前の意見聴取を踏まえて就学すべき学校の指定をすること)の導入状況を尋ねたところ、小学校で「導入している」という回答が全体の14.9%、「導入していないが、導入を検討中である」という回答が18.0%であった。中学校で「導入している」という回答は全体の15.6%、「導入していないが、導入を検討中である」という回答が18.1%となっている。

問2. 貴市(区)教育委員会においては、小学校において学校選択制を導入していますか。(は1つだけ)



■ 導入している ■ 導入していないが、導入を検討中である ■ 導入していないし、検討もしていない ■ 無回答

問2. 貴市(区)教育委員会においては、中学校において学校選択制を導入していますか。(は1つだけ)

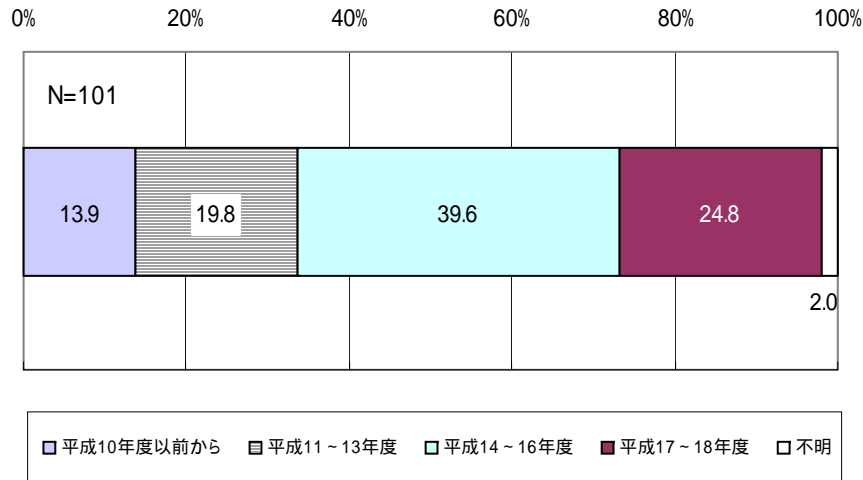


■ 導入している ■ 導入していないが、導入を検討中である ■ 導入していないし、検討もしていない ■ 無回答

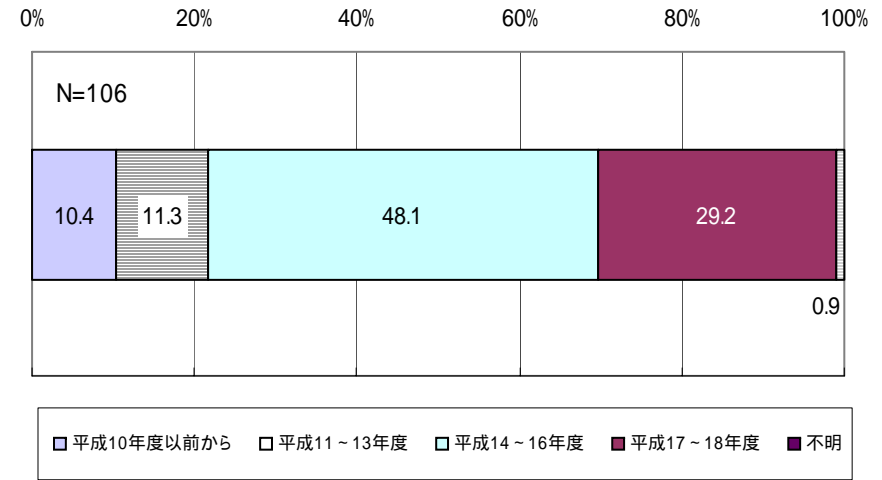
学校選択制の導入時期

学校選択制を導入している市区教育委員会においては、導入した時期は小学校では「平成14～16年度」が39.6%、「平成17～18年度」が24.8%となっている。中学校では「平成14～16年度」が48.1%と一番多く、「平成17～18年度」が28.2%となっている。

【小学校の学校選択の導入時期】



【中学校の学校選択の導入時期】

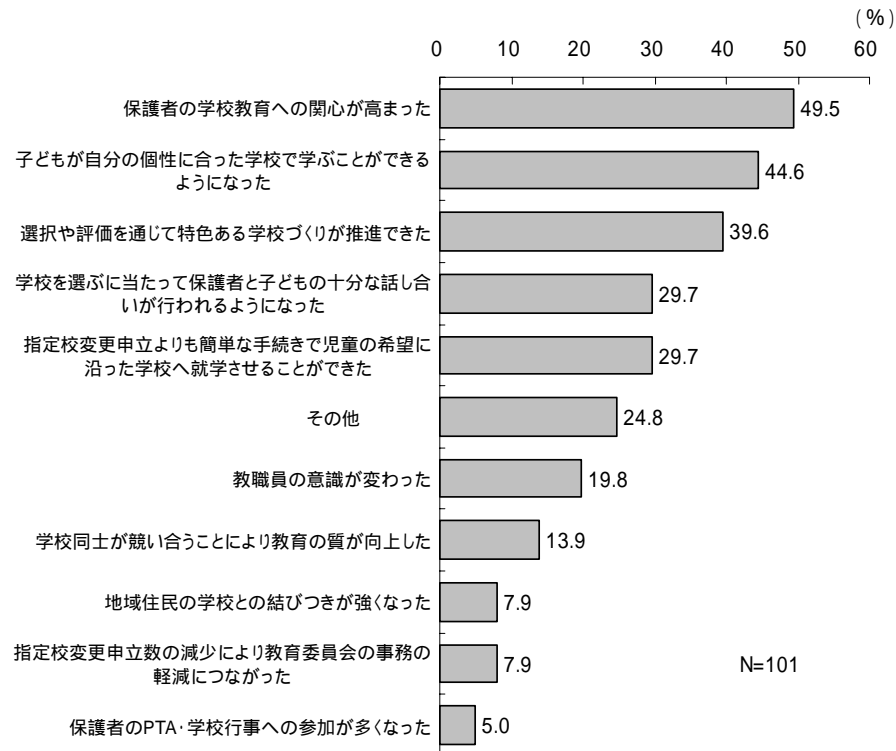


学校選択制を導入して良かった点

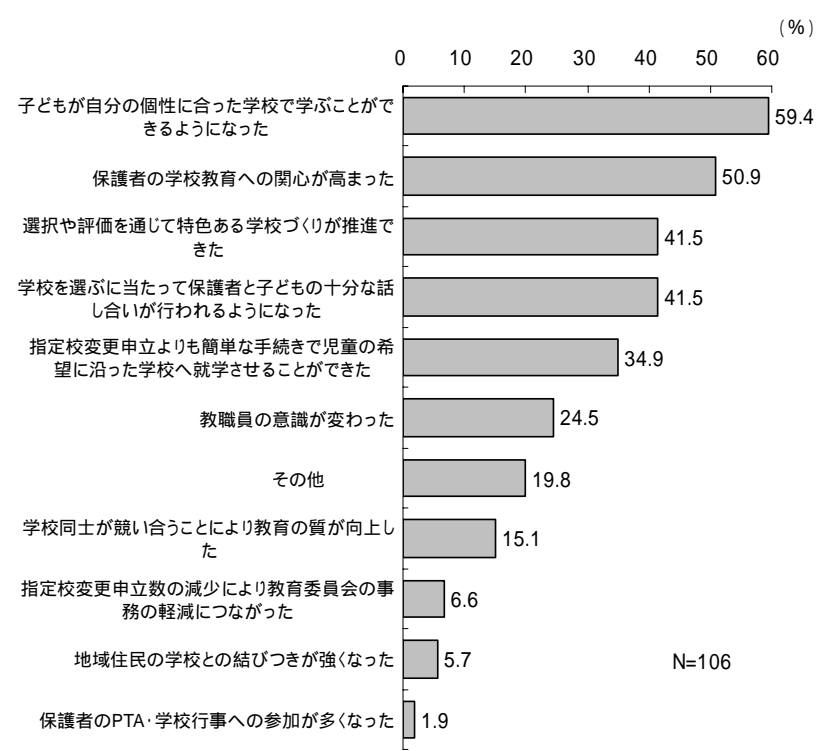
学校選択制を導入している市区教育委員会に対して、導入して良かった点を尋ねたところ、小学校においては「保護者の学校教育への関心が高まった」が49.5%と最も多い。中学校においては「子どもが自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになった」が59.4%と最も多い。

問2付問2. 貴教育委員会が学校選択制を導入して良かったことは何ですか。(はいくつでも)

【小学校】



【中学校】

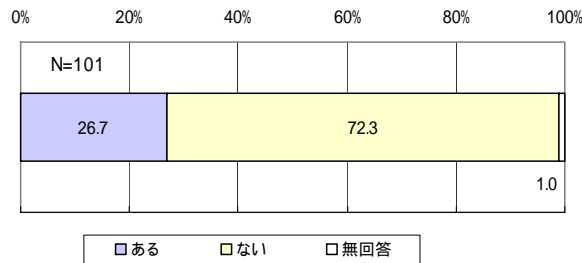


学校選択制を導入して悪かった点

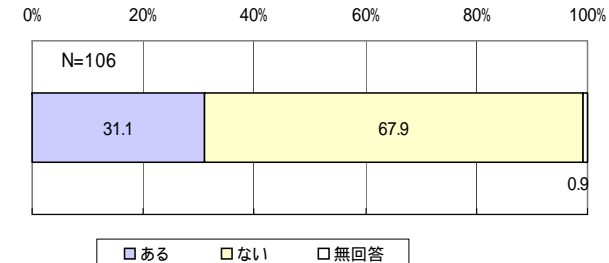
学校選択制を導入している市区教育委員会において、「小学校の学校選択制を導入して悪かったと思う点がある」と回答したところが26.7%、「中学校の学校選択制を導入して悪かったと思う点がある」と回答したところが31.1%あった。

学校選択制を導入して悪かったと思う点があると回答した市区教育委員会があげる主な点は、小学校・中学校ともに「通学距離が長くなり、登下校時の児童・生徒の安全の確保が難しくなった」という回答が最も多い。「学校間の格差が大きくなった」、「学校間の序列化が生じた」をあげる意見は少ない。

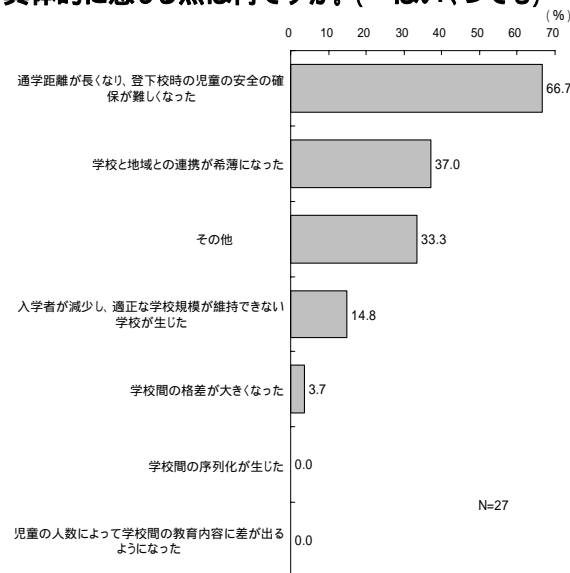
問2付問3 貴教育委員会が、小学校の学校選択制を導入して悪かったと思う点がありますか。(は1つだけ)



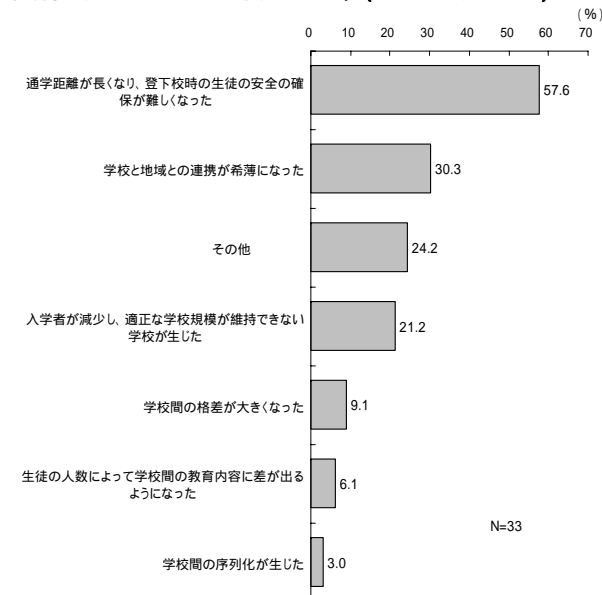
問2付問3 貴教育委員会が、中学校の学校選択制を導入して悪かったと思う点がありますか。(は1つだけ)



問2付問4 貴教育委員会が、小学校の学校選択制を導入して悪かったと具体的に感じる点は何ですか。(はいくつでも)



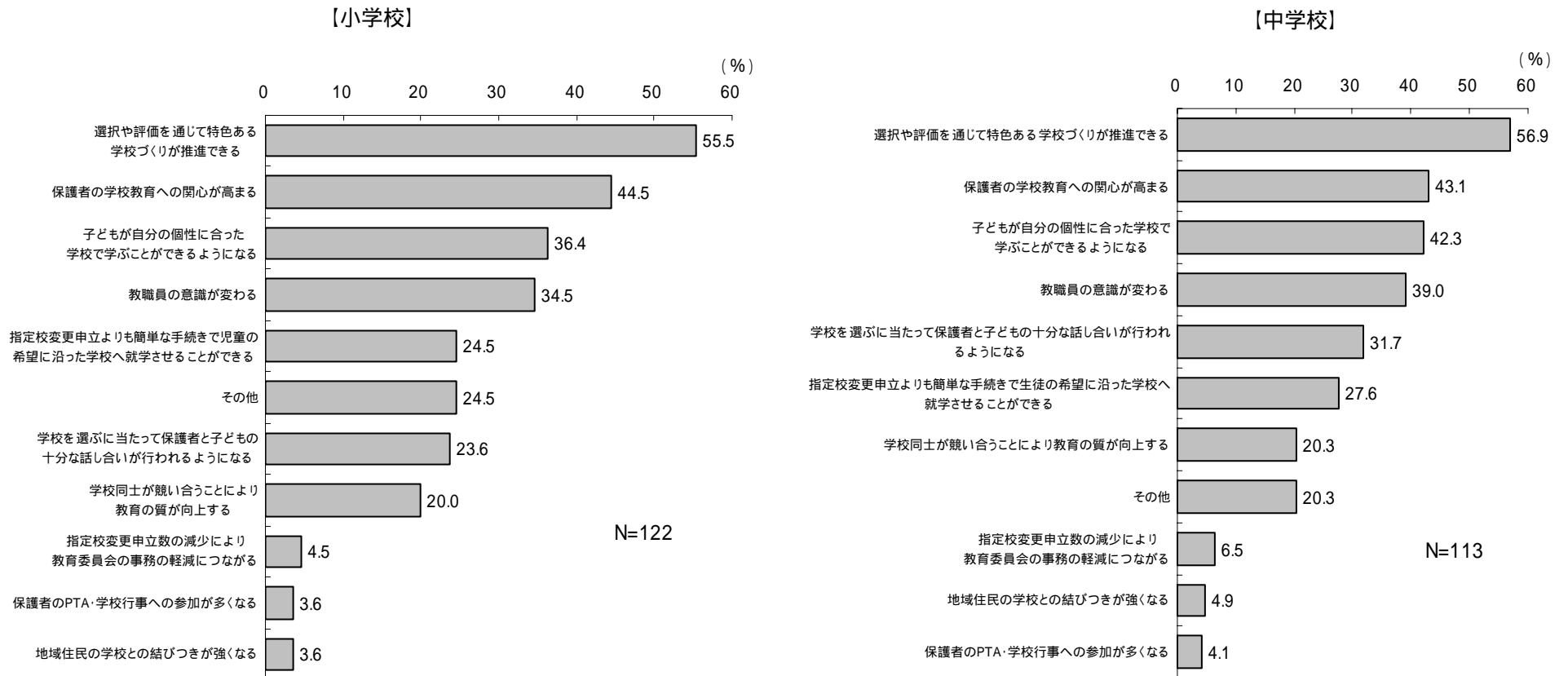
問2付問4 貴教育委員会が、中学校の学校選択制を導入して悪かったと具体的に感じる点は何ですか。(はいくつでも)



学校選択制の導入を検討している理由

現在、学校選択制の導入を検討している市区教育委員会に対して、その理由を尋ねたところ、小学校・中学校ともに「選択や評価を通じて特色ある学校づくりが推進できる」、「保護者の学校教育への関心が高まる」、「子どもが自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになる」、「教職員の意識が変わる」といった点を上位にあげている。

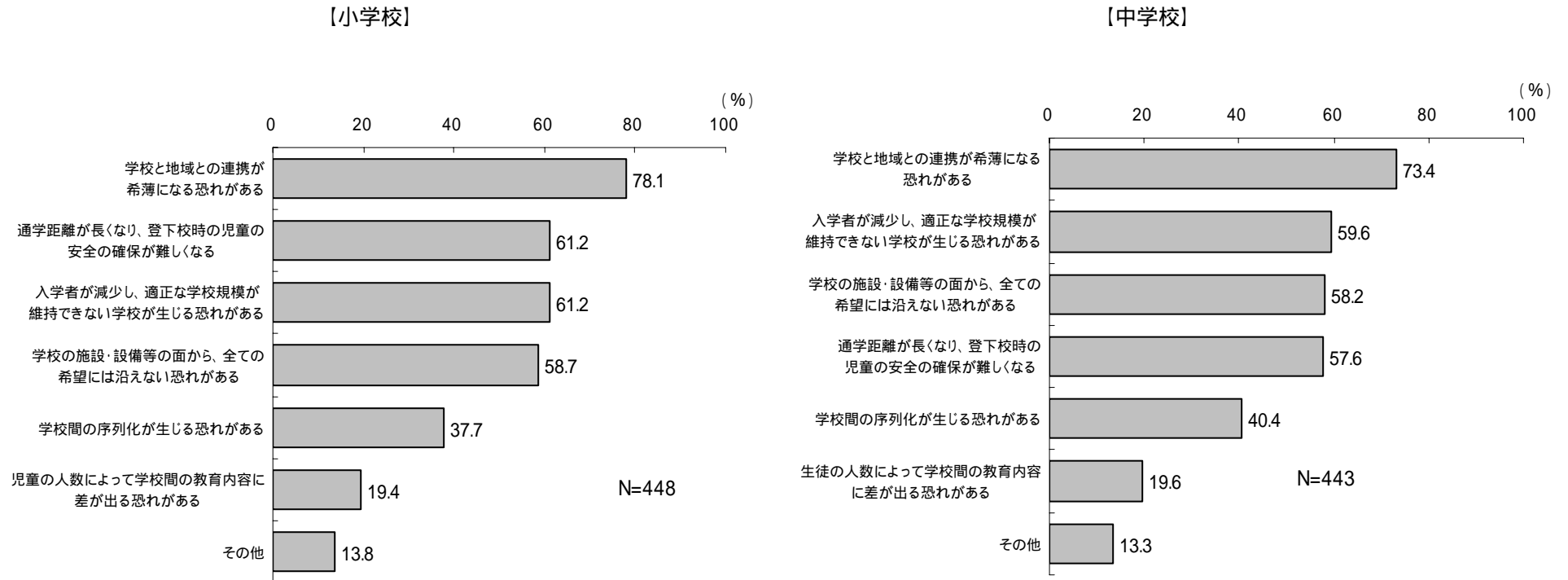
問2付問5. 貴教育委員会が学校選択制の導入を検討している理由は何ですか。(はいいくつでも)



学校選択制の導入を検討していない理由

現在、学校選択制を導入しておらず検討もしていない市区教育委員会に対して、その理由を尋ねたところ、小学校・中学校ともに「学校と地域との連携が希薄になる恐れがある」を最も多くあげている。

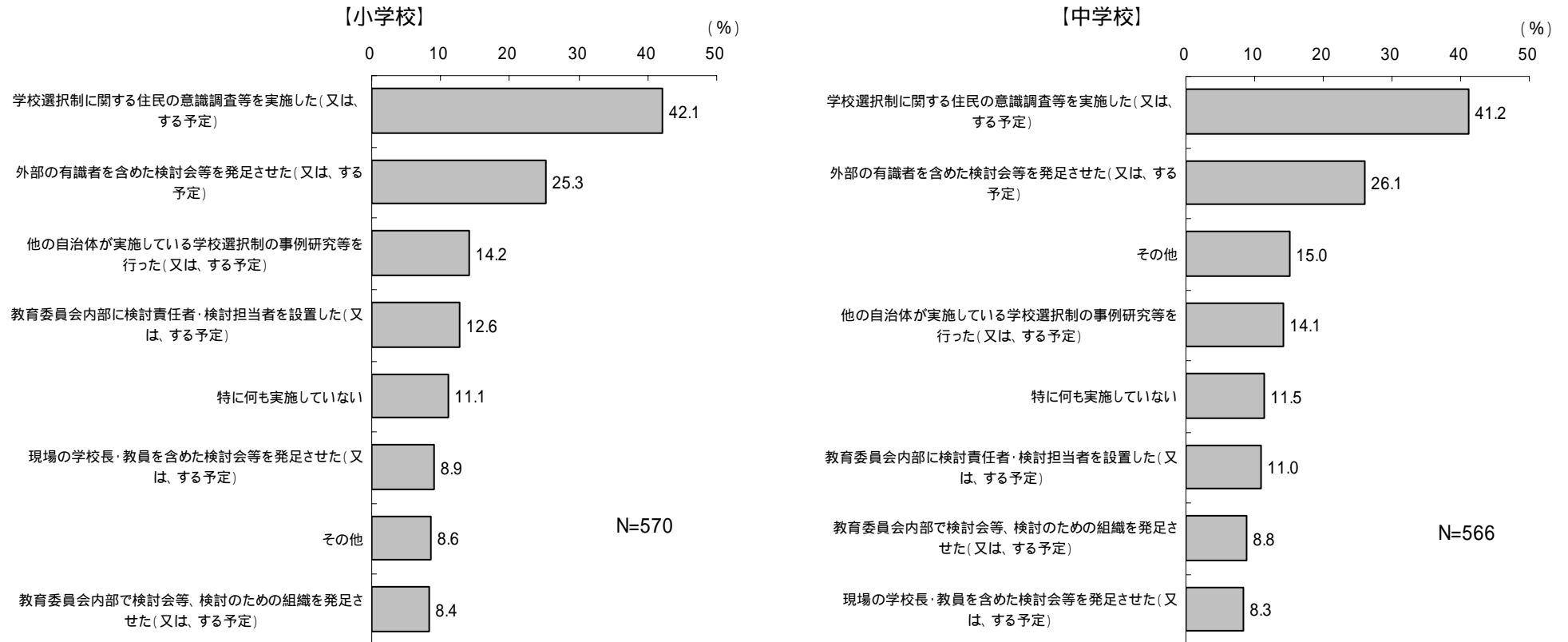
問2付問6. 貴教育委員会が学校選択制の導入を検討していない理由は何ですか。(はい/いつでも)



学校選択制導入の検討状況

現在、学校選択制を導入していない市区教育委員会に学校選択制導入の検討状況を尋ねたところ、小学校・中学校ともに「学校選択制に関する住民の意識調査を実施した(又は、する予定)」が最も多く、4割以上の市区が回答している。次いで「外部の有識者を含めた検討会等を発足させた(又は、する予定)」が25%強である。

問3. 現在、学校選択制を導入していない市(区)教育委員会におかれては、学校選択制の導入の検討について、どのような対応をされていますか(あるいは、される予定ですか)。(はいくつでも)



就学校指定の際の保護者からの申立による就学校変更の状況

市区教育委員会において、平成17年度(平成18年度入学対象者)、就学校指定の際、就学すべき学校を指定した後に保護者から申し立てられた就学校変更の件数は、回答のあった市区の合計で小学校が28,066件、中学校が17,490件となる。

市区教育委員会が変更を認めた件数はそれぞれ27,593件、17,243件であり、認めた比率はともに98%以上となる。保護者が申立をすれば、ほとんどが認められている状況がうかがわれる。

問4. 貴市(区)教育委員会において、平成17年度(平成18年度入学対象者)の小中学校の就学校指定の際、就学すべき学校を指定した後に、保護者から申し立てられた就学校変更の申立件数をご記入ください。

問4付問. 保護者からの申立により就学校の変更を認めた件数をご記入ください。

	小学校	中学校
該当市区教育委員会数(N)	565	514
申立件数合計	28,066	17,490
変更を認めた件数合計	27,593	17,243
認めた比率(平均)	98.9%	98.2%

(注)「認めた比率(平均)」は、各教育委員会ごとに(変更を認めた件数 / 申立件数)の比率を求め、その平均値である。

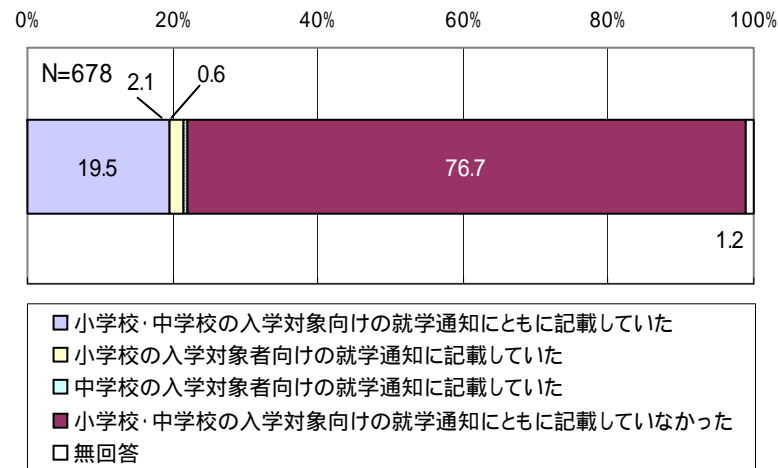
就学通知への変更申立ができる旨の記載

学校教育法施行規則の一部改正(平成18年文部科学省令第5号)で、就学通知の際に「変更の申立」ができる旨を記載するよう制度改正が行われた。

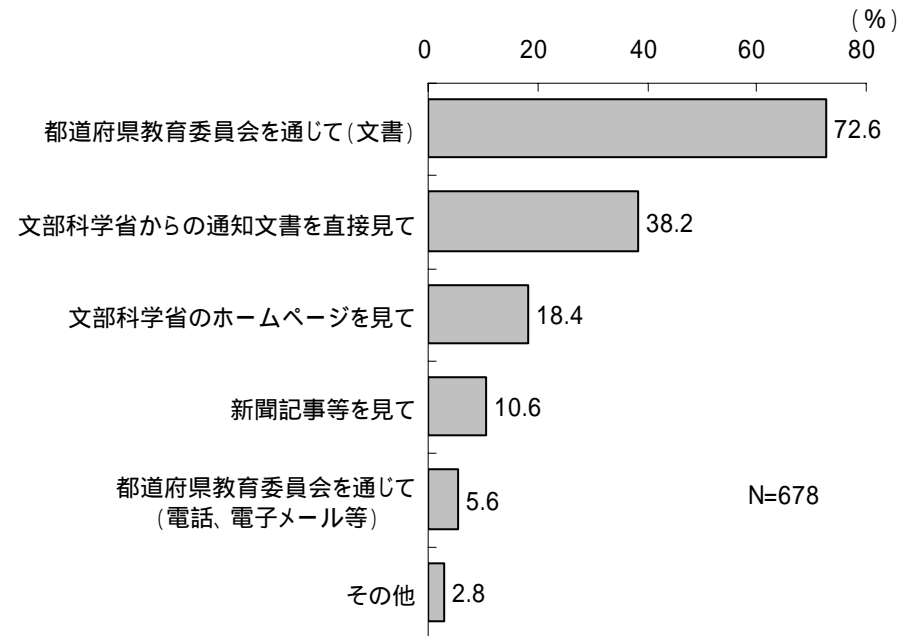
平成18年度入学対象者向けの就学通知にも、就学すべき学校の「変更の申立」ができる旨を記載していたかを市区教育委員会に尋ねたところ、「小学校・中学校の入学対象者向けの就学通知にともに記載していなかった」が76.7%を占める。

学校教育法施行規則の一部改正(平成18年文部科学省令第5号)の通知内容を知った経路としては、「都道府県教育委員会を通じて(文書)」が72.6%となっている。

問5-1.平成18年度入学対象者向けの就学通知にも、就学すべき学校の「変更の申立」ができる旨を記載していましたか。(は1つだけ)



問5-2.貴市(区)教育委員会では、上記の通知内容をどのような経路でお知りになりましたか。(はいくつでも)

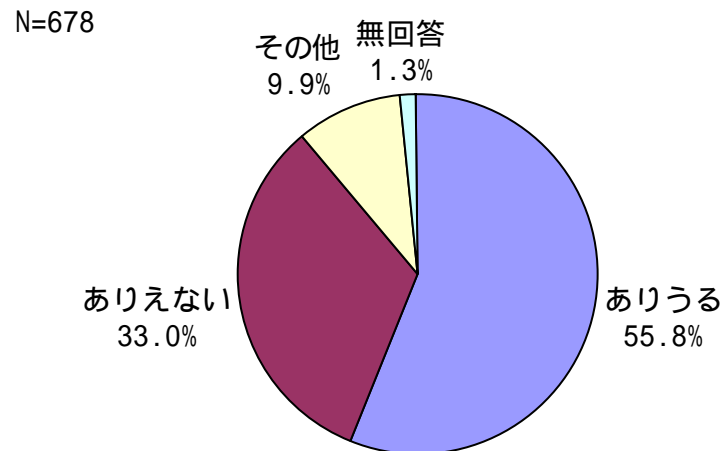


就学校変更の拒否(就学校指定時)

「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるもの」については、文部科学省として、どの市町村においても就学校の変更が認められてよいとの解釈が示されているが、この3つの理由のいずれかで就学校の変更を拒否する場合は「ありうる」と回答した市区教育委員会が、全体の55.8%と過半数を占めた。

その理由としては、「申立の内容によって検討する」、「は認めるものの、の理由については個別に検討する」、「保護者と協議を進める」等の回答が寄せられている。

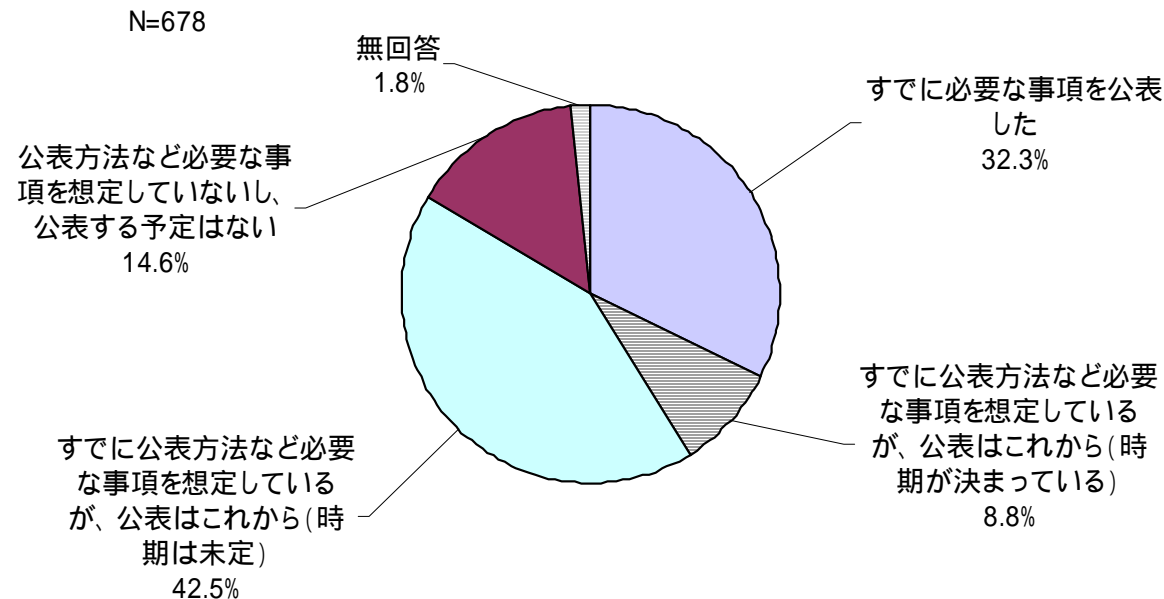
問6. 貴市(区)教育委員会では、この3つの理由のいずれかで就学校の変更の申立があった場合、それを拒否する場合がありますか。(は1つだけ)



就学校変更の要件及び手続きの公表(就学校指定時)

学校教育法施行規則第33条では、市町村教育委員会は就学校を変更することができる場合の要件及び手続きに関し、必要な事項を定めこれを公表するものとされているが、平成18年4月以降の公表状況については、「すでに必要な事項を公表した」とする市区教育委員会が全体の32.3%となっている。「公表方法など必要な事項を想定していないし、公表する予定はない」という回答が14.6%となっている。

問7-1. 貴市(区)教育委員会では、平成18年4月以降、「必要な事項」の公表状況はいかがですか。(は1つだけ)



就学校変更の要件及び手続きの公表(平成18年3月までと4月以降の相違)

必要な事項の公表方法については、平成18年3月までの対応としては「特に何もしていない」が51.6%と過半数であった。平成18年4月以降の対応としては、「公にアクセスできる媒体・説明会等で説明」が48.1%となっている。

問7-2. 貴市(区)教育委員会では、必要な事項の公表方法について、平成18年3月までの対応状況と、平成18年4月以降の対応状況(すでに公表した、あるいは公表する予定)はいかがですか。

N = 678	平成18年3月 までの対応	平成18年4月 以降の対応
保護者に直接通知	12.1%	31.6%
公にアクセスできる媒体・説明会等で説明	24.6%	48.1%
特に何もしていない・何もする予定がない	51.6%	21.2%
その他	9.7%	13.4%

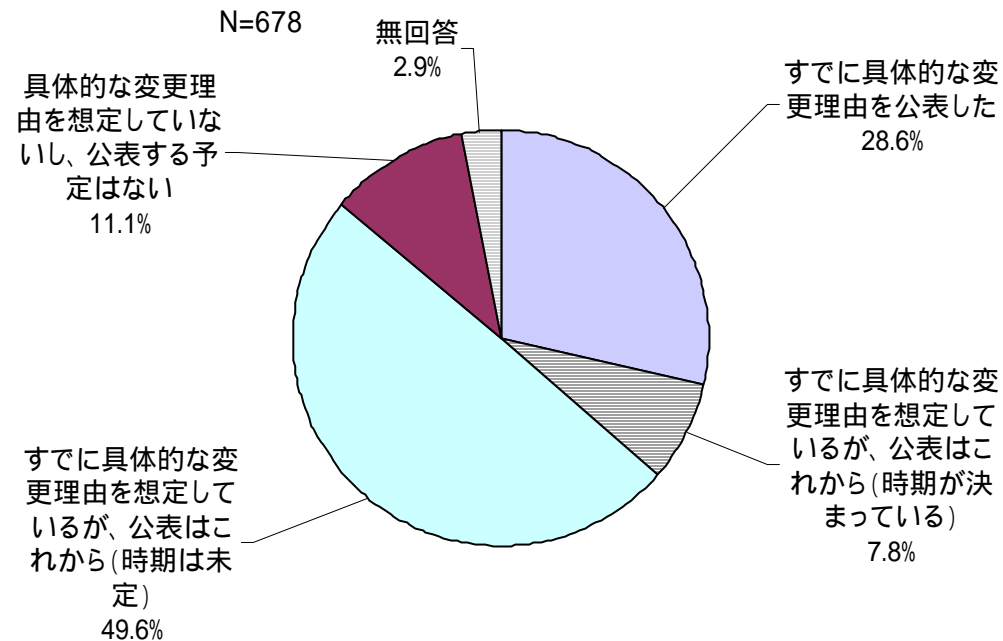
注1:「保護者に直接通知の例」 入学対象者の就学通知に記載、就学通知とは別に教育委員会から保護者宛に郵便・パンフレット等で直接通知、児童生徒・保護者にガイドブック等を配布、就学時健康診断の際に保護者に説明、等

注2:「公にアクセスできる媒体・説明会等の例」 市区町村の広報誌、市区町村のホームページ、保護者を対象にした制度説明会、公立小中学校を通じて、学校説明会・自由参観日、等

就学校変更理由の公表(就学校指定時)

学校教育法施行規則第33条では、市町村教育委員会は就学校を変更することができる場合の要件及び手続きに関し、必要な事項を定めこれを公表するものとされているが、就学校の変更理由について、平成18年4月以降の公表状況については、「すでに具体的な変更理由を公表した」とする市区教育委員会が28.6%となっている。「具体的な変更理由を想定していないし、公表する予定はない」というところが11.1%となっている。

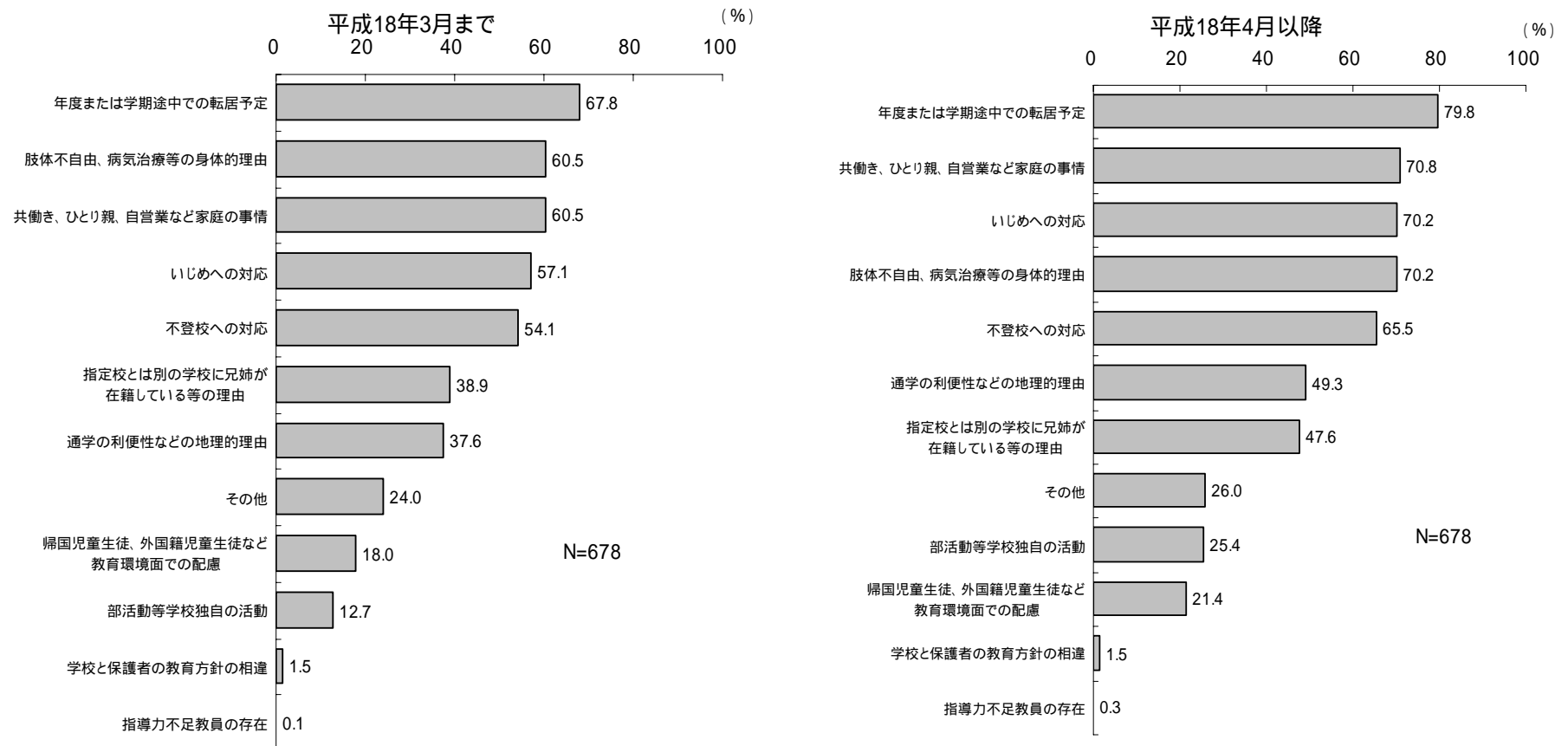
問8-1. 相当と認められる就学校の変更理由について、貴市(区)教育委員会の平成18年4月以降の対応状況はいかがですか。(は1つだけ)



就学校変更理由の公表(平成18年3月までと4月以降の相違)

相当と認められる就学校の変更理由として平成18年3月までに公表していた理由は「年度または学期途中での転居予定」、「肢体不自由、病気治療等の身体的理由」、「共働き、ひとり親、自営業など家庭の事情」、「いじめへの対応」、「不登校への対応」が多くなっている。平成18年4月以降に公表した理由も順位は変わらないが、回答率が概ね10%程度高くなっている。

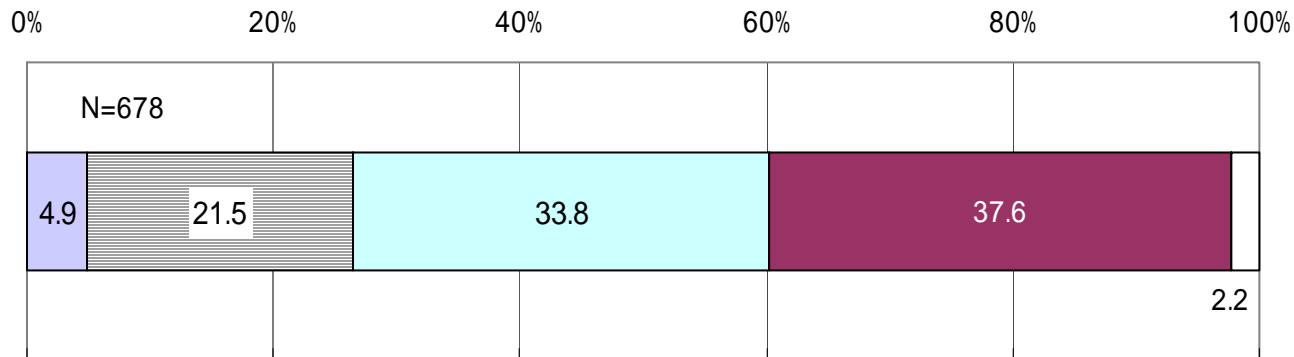
問8-2. 相当と認められる就学校の変更理由として、平成18年3月までに公表していた理由と、平成18年4月以降に公表した(する予定)の具体的な内容はどのようなものですか。



就学校変更理由の就学通知への記載

就学校変更の理由として相当と認められる具体的な理由を就学通知に記載することについては、「平成18年3月までは記載していなかったが、平成19年度入学者の就学通知に記載することを決めた」とする市区教育委員会が全体の21.5%となっている。「平成19年度入学対象者の就学通知には記載しない」という回答が37.6%と最も多い。

問9. 貴市(区)教育委員会では、就学校変更の理由として相当と認められる具体的な理由を就学通知に記載することについて、どのように対応していますか。(は1つだけ)



- 平成18年3月までも就学通知に記載していた
- 平成18年3月までは記載していなかったが、平成19年度入学対象者の就学通知に記載することに決めた
- 平成19年度入学対象者の就学通知に記載するかどうか、これから決める
- 平成19年度入学対象者の就学通知には記載しない
- 無回答

在学中の児童生徒の保護者からの申立による就学校変更の状況

市区教育委員会において、平成17年度に、在学中の児童生徒の保護者から申し立てられた就学校変更の件数は、回答のあった市区の合計で小学校が77,509件、中学校が32,073件となる。

市区教育委員会が変更を認めた件数はそれぞれ76,749件、31,766件であり、認めた比率はともに99%以上になる。保護者が申立をすれば、ほとんどが認められている状況がうかがわれる。

問10. 貴市(区)教育委員会において、平成17年度に在学中の児童生徒の保護者から申し立てられた就学校の変更の申立件数をご記入ください。

問10付問. 保護者からの申立により就学校の変更を認めた件数をご記入ください。

	小学校	中学校
該当市区教育委員会数(N)	603	597
申立件数合計	77,509	32,073
変更を認めた件数合計	76,749	31,766
認めた比率(平均)	99.2%	99.1%

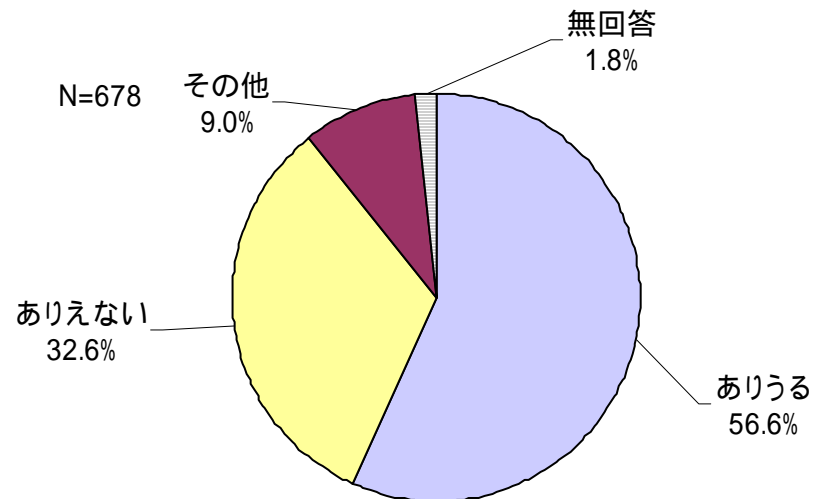
(注)「認めた比率(平均)」は、各教育委員会ごとに(変更を認めた件数 / 申立件数)の比率を求め、その平均値である。

就学校変更の拒否(在学中)

「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるもの」については、文部科学省として、どの市町村においても就学校の変更が認められてよいとの解釈が示されているが、この3つの理由のいずれかで在学中の児童生徒の保護者から就学校変更の申立があった場合、それを拒否する場合は「ありうる」と回答した市区教育委員会が、全体の56.6%と過半数を占める。

その理由としては、「申立の内容によって検討する」、「の理由については認めない」等の回答が寄せられている。

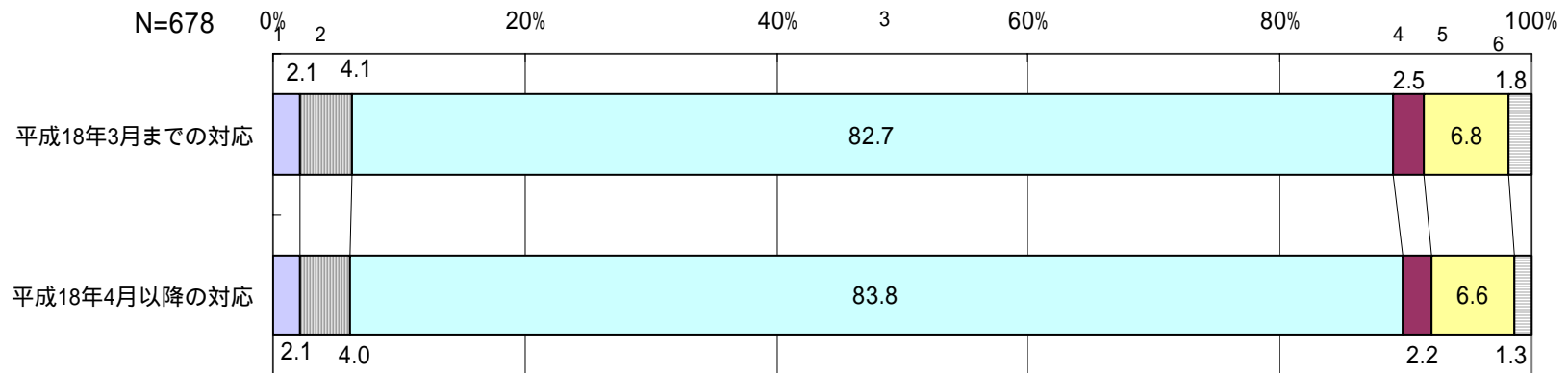
問11. 貴市(区)教育委員会では、この3つの理由のいずれかで在学中の児童生徒の保護者から就学校の変更の申立があった場合、それを拒否する場合がありますか。(は1つだけ)



就学校変更への対応(在学中)

児童生徒の在学中の就学校変更への対応について、平成18年3月までの対応と、平成18年4月以降の対応状況を比較して尋ねたところ、転入してきた児童生徒の就学変更、同じ学校に在学中の児童生徒の就学変更をともに認めていたという回答が、平成18年3月までの対応と平成18年4月以降の対応とがいずれも80%超となっており、大きな変化は見られていない。

問12. 貴市(区)教育委員会では、在学中の児童生徒の保護者から就学校変更の申立があった場合、平成18年3月までの対応と、平成18年4月以降の対応はどのような状況ですか。(は1つだけ)



■ 1. 貴市(区)内へ転入してきた児童生徒の就学変更の申立のみ認めていた
 ■ 2. 入学(転校)後、同じ学校に在学中の児童生徒の就学変更の申立のみ認めていた
 ■ 3. 左記1、2のどちらの変更の申立も認めていた
 ■ 4. 在学中の就学校変更は認めなかった
 ■ 5. その他
 ■ 6. 無回答

就学校変更への対応(平成18年3月までと4月以降の相違)

入学(転校)後、同じ学校に在学中の場合、就学校の変更の申立を認めることについてを公表したかどうかという点については、平成18年3月までの対応としては「特に何もしていない」が57.9%と過半数であった。平成18年4月以降の対応としては、「公にアクセスできる媒体・説明会等で説明」が50.9%となっている。

(問12で2又は3に回答した方に伺います)

問12付問1. 貴市(区)教育委員会では、入学(転校)後、同じ学校に在学中の場合、就学校の変更の申立を認めることについて、平成18年3月までの対応状況と、平成18年4月以降の対応状況(すでに公表した、あるいは公表する予定)はいかがですか。

	平成18年3月 までの対応 (N=489)	平成18年4月 以降の対応 (N=494)
保護者に直接通知	7.0%	13.3%
公にアクセスできる媒体・説明会等で説明	27.8%	50.9%
特に何もしていない・何もする予定がない	57.9%	29.6%
その他	10.4%	14.5%

注1:「保護者に直接通知の例」 入学対象者の就学通知に記載、就学通知とは別に教育委員会から保護者宛に郵便・パンフレット等で直接通知、児童生徒・保護者にガイドブック等を配布、就学時健康診断の際に保護者に説明、等

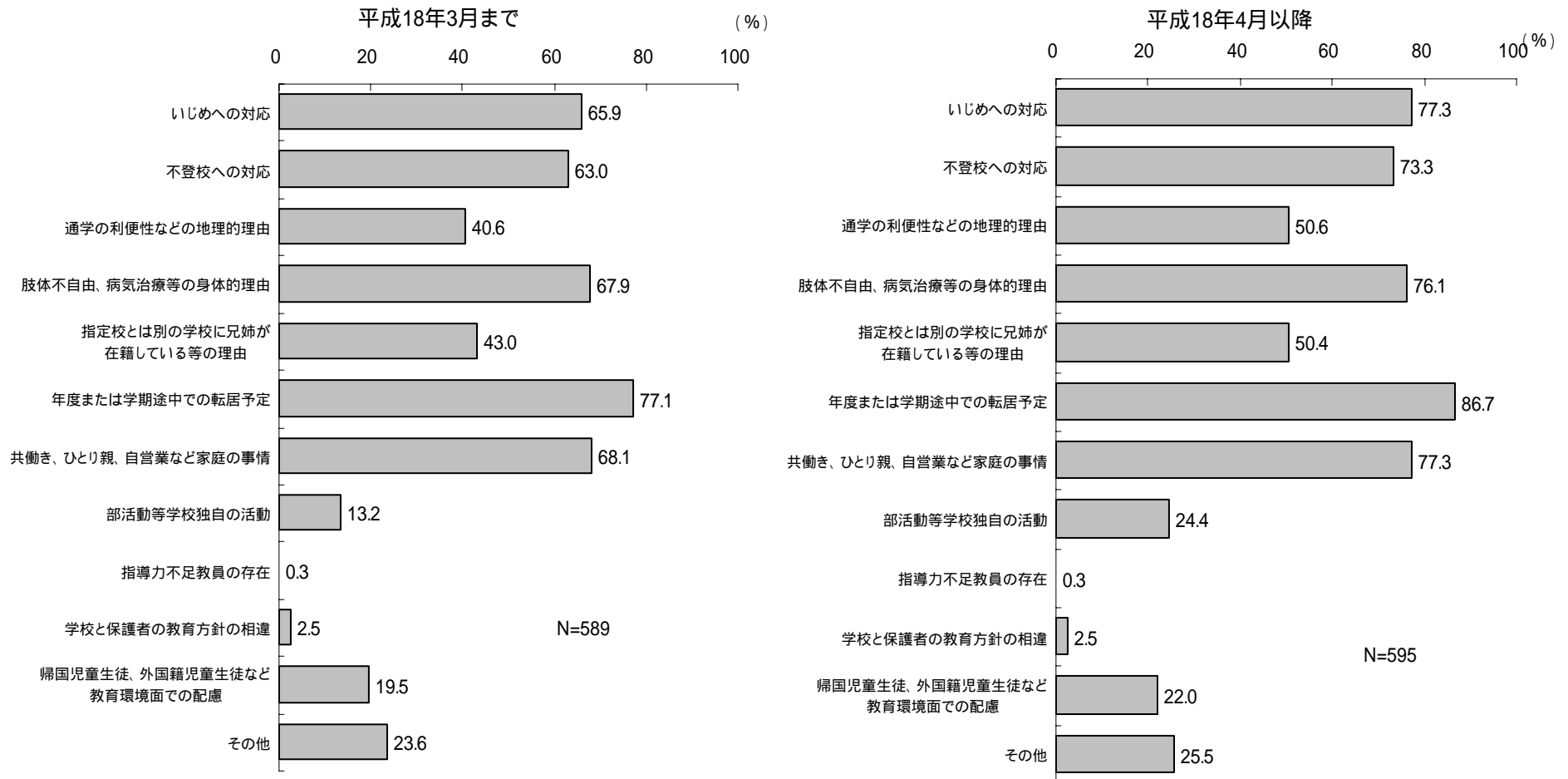
注2:「公にアクセスできる媒体・説明会等の例」 市区町村の広報誌、市区町村のホームページ、保護者を対象にした制度説明会、公立小中学校を通じて、学校説明会・自由参観日、等

就学校変更の理由(在学中)

入学(転校)後、同じ学校に在学中の場合、相当と認められる就学校の変更理由として、平成18年3月までに公表していた理由と、平成18年4月以降に公表した(する予定)の具体的な変更理由の違いを尋ねたところ、「年度または学期途中での転居予定」、「共働き、ひとり親、自営業など家庭の事情」、「肢体不自由、病気治療等の身体的理由」が多くなっている。平成18年4月以降に公表した理由も順位は変わらないが、回答率が概ね10%程度高くなっている。

(問12で2又は3に回答した方に伺います)

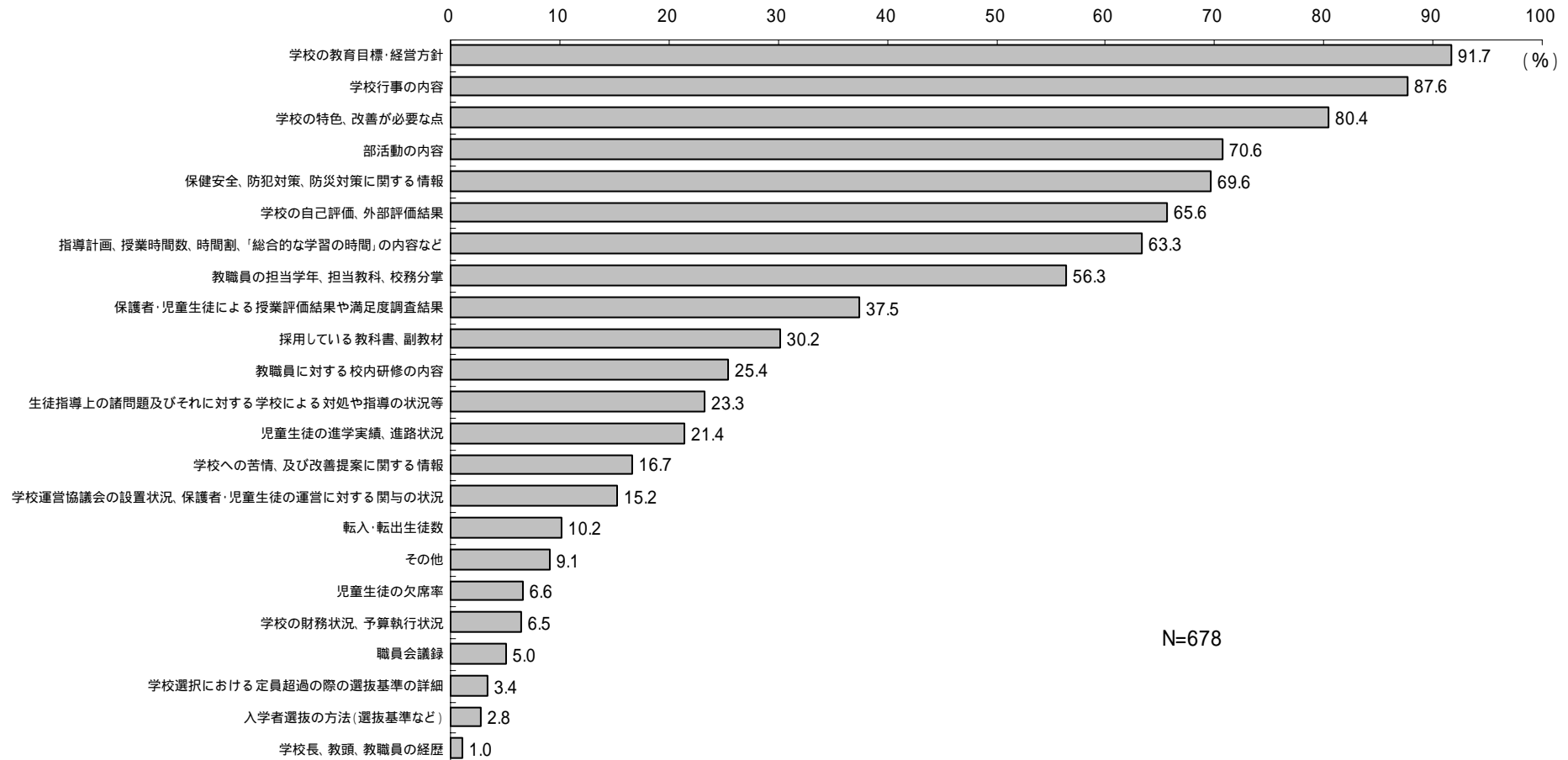
問12付問2. 入学(転校)後、同じ学校に在学中の場合、相当と認められる就学校の変更理由として、平成18年3月までに公表していた理由と、平成18年4月以降に公表した(する予定)の具体的な変更理由とはどのようなものですか。(はいいくつでも)



学校に関する情報公開

学校に通学する児童生徒や保護者のみならず、広く一般市民が情報を得られるように各学校において工夫するよう措置することになっているが、市区教育委員会が公表すべき項目として指導しているものとしては、「学校の教育目標・経営方針」、「学校行事の内容」、「学校の特色、改善が必要な点」が上位にきている。

問13. 貴市(区)教育委員会では、どのような項目を公表すべきものとして指導していますか。(はいくつでも)



児童生徒・保護者による評価の実施状況

学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価の実施について、市区教育委員会の取り組み状況を尋ねたところ、当該市区内の小学校のうち「授業評価を実施している」ところが小学校で43.4%、中学校では44.3%となっている。「個別の教員評価を実施している」というところは小学校・中学校ともに13%程度である。

問14. 学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価の実施について、貴市(区)の取り組み状況はどのようになっていますか。児童生徒・保護者による評価を実施している学校の数を小学校・中学校の別にお知らせください。

(N)校数	小学校		中学校	
	15,408		7,010	
学校評価全体を実施している	12,886	83.6%	5,715	81.5%
授業評価を実施している	6,685	43.4%	3,104	44.3%
個別の教員評価を実施している	2,054	13.3%	916	13.1%
その他	723	4.7%	279	4.0%

児童生徒・保護者による評価の実施状況(対外的公表)

学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価の対外的な公表状況について市区教育委員会に尋ねたところ、当該市区内の小学校のうち「児童生徒・保護者に報告している」ところが64.5%、中学校では61.2%となっている。「第三者が閲覧できる形で公表している」というのはともに18%程度である。なお、この数値は今回のアンケートに回答した市区内の公立小学校・公立中学校全校を母数としたものであり、教員評価や学校評価を実施している学校のみを母数としたものではない。

問15. 学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を実施している学校がある場合、その結果を対外的に公表している学校は何校ありますか。学校の数を小学校・中学校の別にお知らせください。

(N)校数	小学校		中学校	
	校数	割合	校数	割合
第三者が閲覧できる形で公表している	2,770	18.0%	1,299	18.5%
公表していないが教育委員会に報告している	1,819	11.8%	845	12.1%
児童生徒・保護者に報告している	9,933	64.5%	4,289	61.2%
公表も報告もしていない	1,060	6.9%	571	8.1%
その他	1,094	7.1%	497	7.1%

児童生徒・保護者による評価の実施状況(匿名性の担保)

児童生徒・保護者による教員評価や学校評価を実施している場合、どの児童生徒・保護者が回答したのかが一切分からないような配慮をしているか、実施している調査の形式を市区教育委員会に尋ねたところ、小学校、中学校ともに無記名の調査票を担任宛に提出するというのが50%程度である。なお、この数値は今回のアンケートに回答した市区内の公立小学校・公立中学校全校を母数としたものであり、教員評価や学校評価を実施している学校のみ合計を母数としたものではない。

問16. 児童生徒・保護者による教員評価や学校評価を実施している場合、どの児童生徒・保護者が回答したかが一切分からないように回収する配慮をしているでしょうか。実施している調査の形式を、学校の数を小学校・中学校の別にお知らせください。

【小学校】	無記名の調査を実施	記名その他の調査を実施
(N = 15,408)		
調査票を担任宛に提出	50.2%	4.7%
調査票を学校長宛に提出	14.4%	1.6%
調査票を教育委員会宛に提出	0.3%	0.0%
その他	5.7%	0.8%

【中学校】	無記名の調査を実施	記名その他の調査を実施
(N = 7,010)		
調査票を担任宛に提出	49.1%	4.3%
調査票を学校長宛に提出	14.9%	1.6%
調査票を教育委員会宛に提出	0.4%	0.0%
その他	5.5%	0.8%

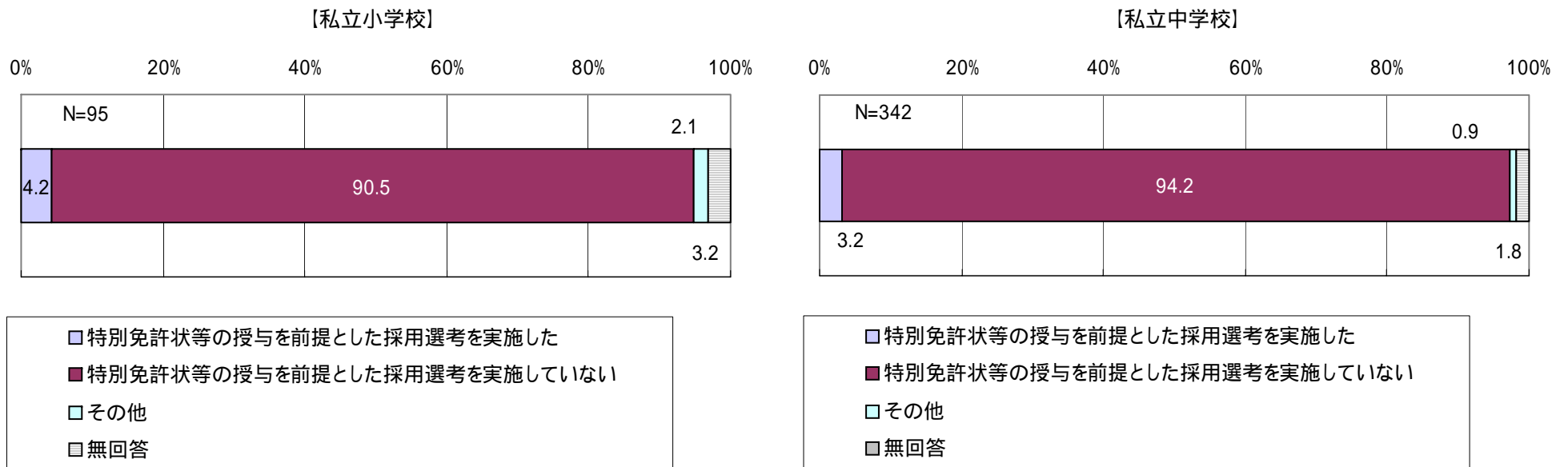
**「教員の採用・評価等に関するアンケート」
私立小学校・中学校調査結果**

特別免許状の授与を前提とした採用選考

平成18年4月以降、特別免許状等の授与を前提として、採用選考段階で教員免許を有していない人を対象とした採用選考を実施したかどうか私立小学校・中学校に尋ねたところ、「特別免許状等の授与を前提とした採用選考を実施していない」という回答が共に9割を超え、大部分を占めた。実施したのは私立小学校で4.2% (4校)、私立中学校で3.2% (11校)となる。

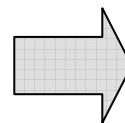
特別免許状の授与を前提とした教員の採用選考を実施したところにおいて教員採用(予定)人数は私立小学校で2人(2校回答)、うち特別免許状を付与した件数は1件。私立中学校で16人(11校回答)、うち特別免許状を付与した件数は14件で、大部分がネイティブスピーカーに英語教員の資格を付与した例である。

問3. 貴校では、平成18年4月以降、特別免許状等の授与を前提として、採用選考段階では教員免許を保有していない人を対象とした採用選考を実施しましたか。(は1つだけ)



問3付問1. 採用選考時に教員免許状を持っていない人(平成19年3月31日までの取得見込み者は含まない)の採用予定人数は何人ですか。

問3付問2. 上記のうち、特別免許状を授与した件数は何件ですか。

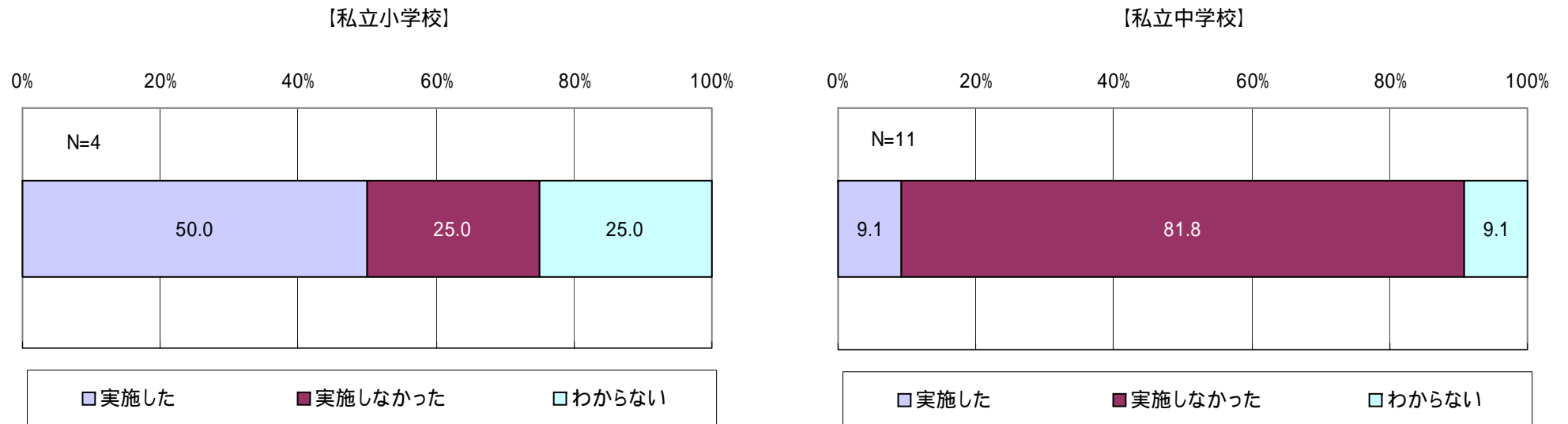


	問3付問1	問3付問2	回答学校数
私立小学校	2人	1件	2
私立中学校	16人	14件	11

特別免許状の授与を前提とした採用選考(続き)

特別免許状の授与を前提とした教員の採用選考を実施した私立小学校・中学校において「本人の資質を証明できる第三者(当該者の採用を希望する学校長等の任命権者・雇用者以外の者)による任命権者・雇用者への事前の推薦を活用する」という取り組みを行ったかどうか尋ねたところ、私立小学校では50.0%(4校中2校)が「実施した」、私立中学校では81.8%(11校中9校)が「実施しなかった」と回答している。

問3付問4. 貴校では、特別免許状の活用のために、「本人の資質を証明できる第三者(当該者の採用を希望する学校長等の任命権者・雇用者以外の者)による任命権者・雇用者への事前の推薦を活用する」というような取り組みを行いましたか。(は1つだけ)



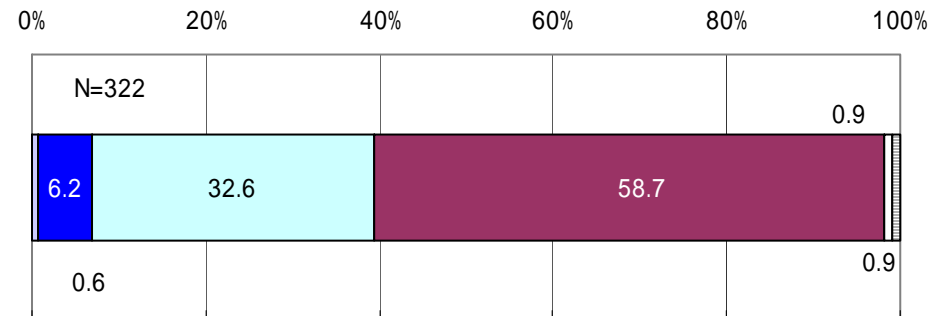
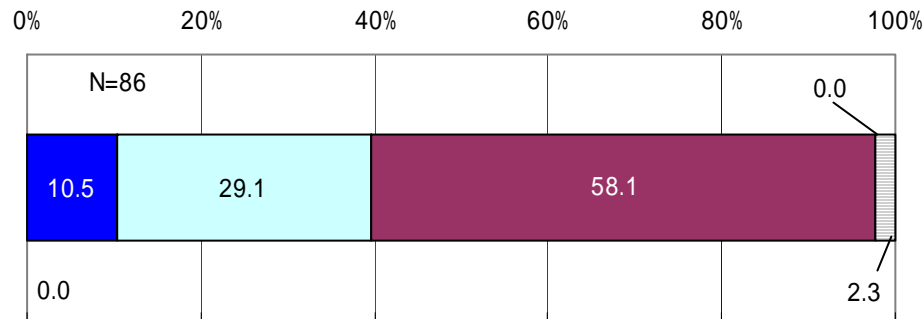
特別免許状の授与を前提とした採用選考の実施予定

特別免許状等の授与を前提とした教員の採用選考を実施していない私立小学校・中学校に対し、今後、教員の採用に際して、特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施する予定があるかどうか尋ねたところ、私立小学校・私立中学校とも「現時点ではわからない」という回答が過半数となっている。

問3付問5. 貴校では、今後、教員の採用に際して、特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施する予定がありますか。(は1つだけ)

【私立小学校】

【私立中学校】



- 特別免許状等の授与を前提とした採用選考を実施する予定である (実施時期・対象など決定済み)
- 特別免許状等の授与を前提とした採用選考を実施する予定である (実施時期・対象など未定)
- 特別免許状等の授与を前提とした採用選考を実施する予定はない
- 現時点ではわからない
- その他
- 無回答

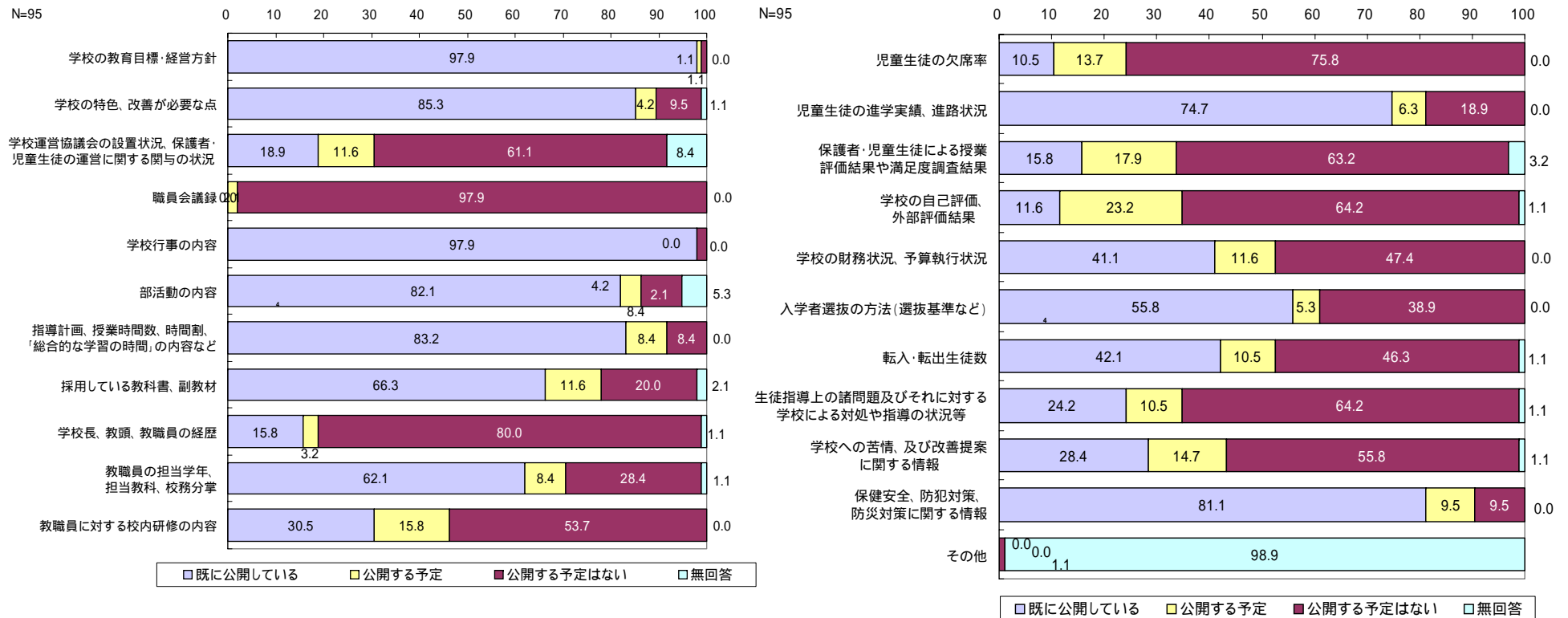
- 特別免許状等の授与を前提とした採用選考を実施する予定である (実施時期・対象など決定済み)
- 特別免許状等の授与を前提とした採用選考を実施する予定である (実施時期・対象など未定)
- 特別免許状等の授与を前提とした採用選考を実施する予定はない
- 現時点ではわからない
- その他
- 無回答

学校に関する情報公開(私立小学校)

学校に通学する児童生徒や保護者のみならず、広く一般市民が情報を得られるように各学校において工夫するよう措置することになっているが、私立小学校においては「学校の教育目標・経営方針」、「学校行事の内容」は「既に公開している」という回答が9割を超えている。

問4. 貴校では、学校の情報公開について、どのようにお考えですか。(それぞれ は1つずつ)

【私立小学校】

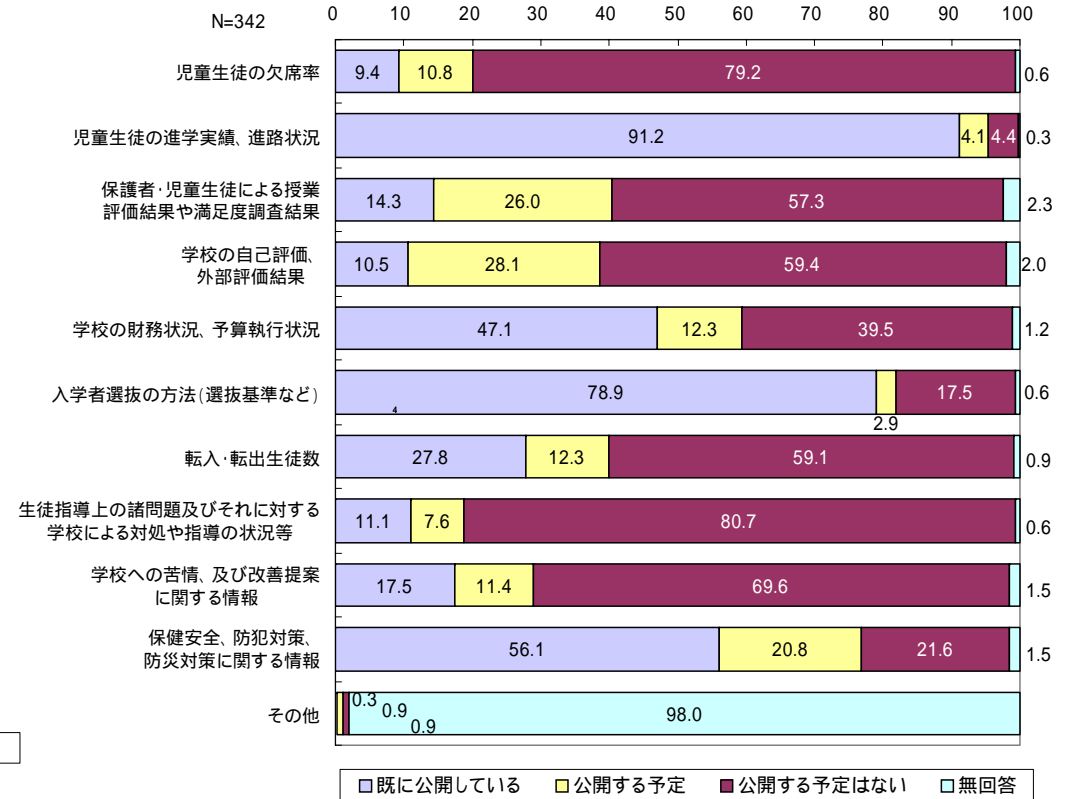
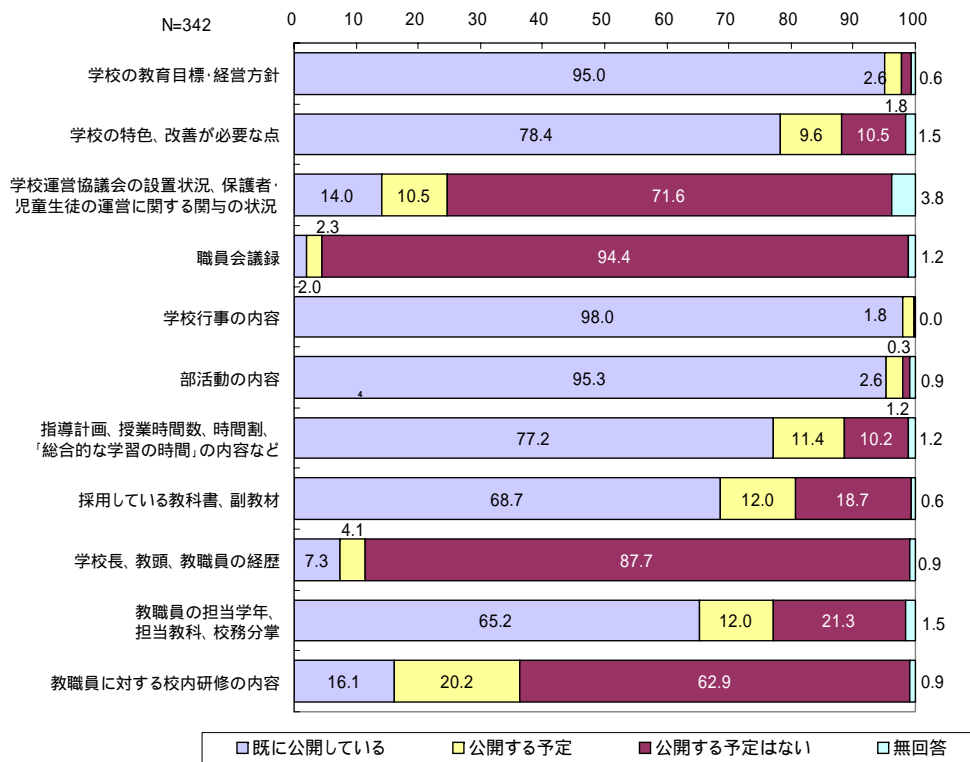


学校に関する情報公開(私立中学校)

私立中学校においては「学校行事の内容」、「部活動の内容」、「学校の教育目標・経営方針」、「児童生徒の進学実績、進路状況」は「既に公開している」という回答が9割を超えている。

問4. 貴校では、学校の情報公開について、どのようにお考えですか。(それぞれ は1つずつ)

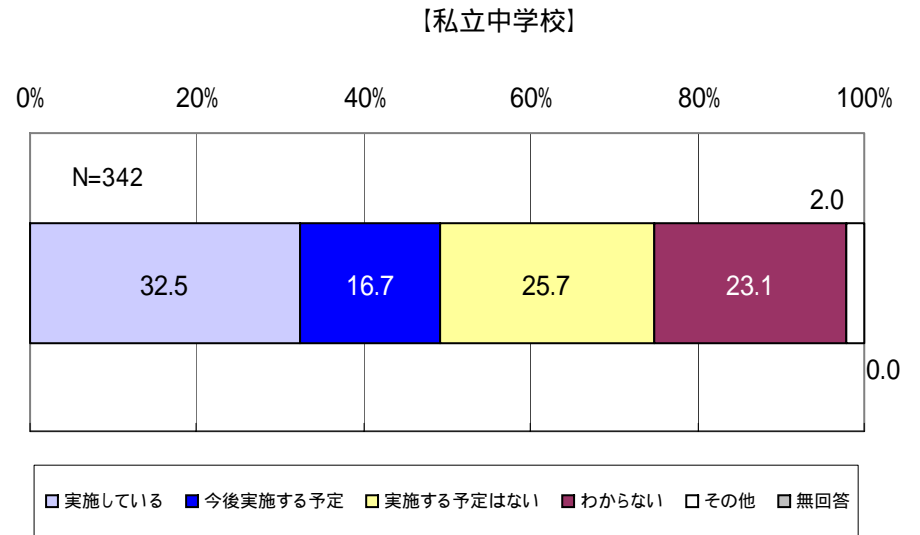
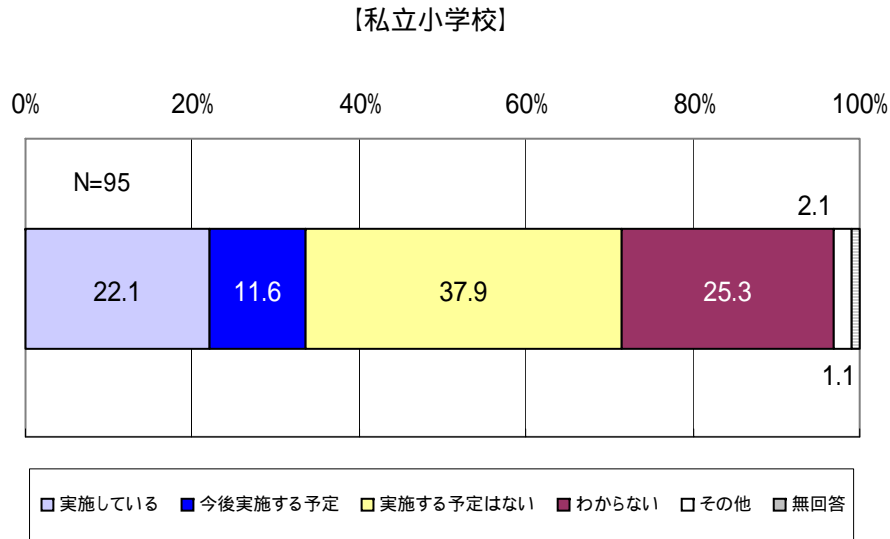
【私立中学校】



児童生徒・保護者による評価の実施状況

学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価の実施について、私立小学校・中学校の取り組み状況を尋ねたところ、「実施している」という回答が私立小学校で22.1%、私立中学校で32.5%を占めている。

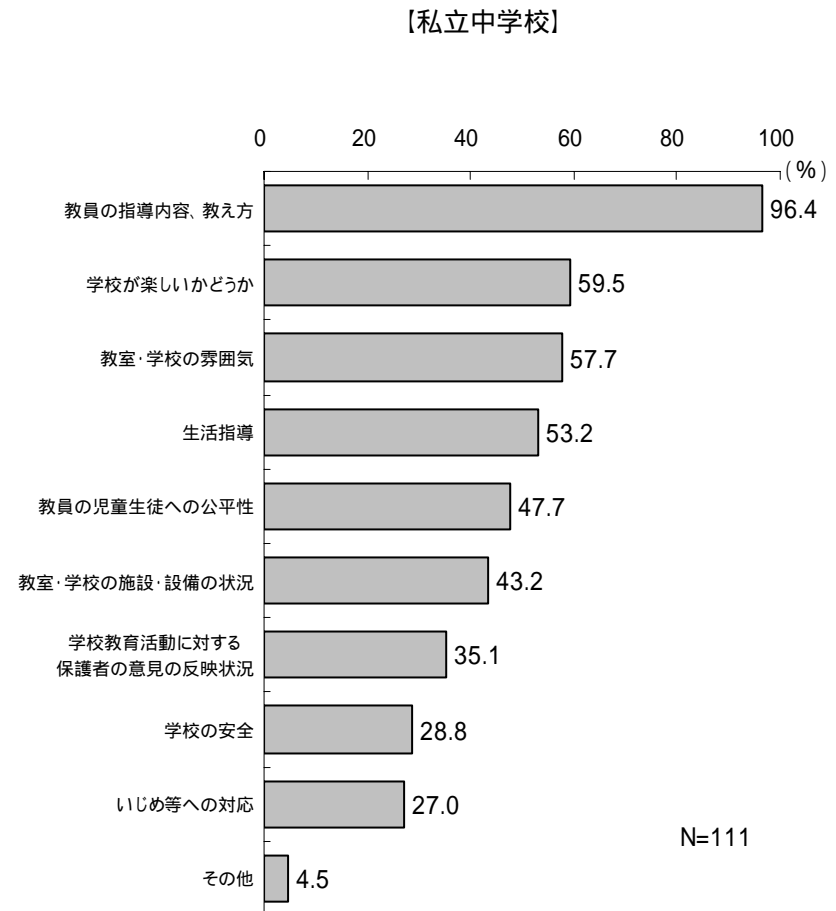
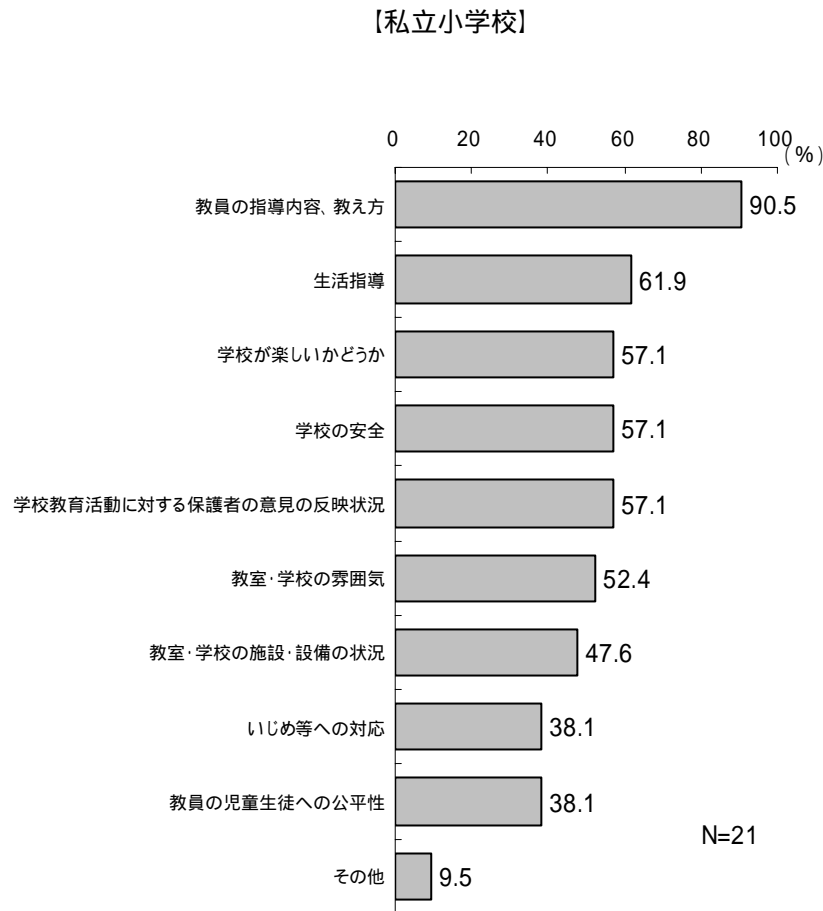
問5. 貴校においては、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価の実施状況についてはいかがですか。(は1つだけ)



児童生徒・保護者による評価の実施状況(内容)

実施している学校において、その内容について尋ねたところ、私立小学校では「学校が楽しいかどうか」、私立中学校では「教員の指導内容、教え方」が最も多い。

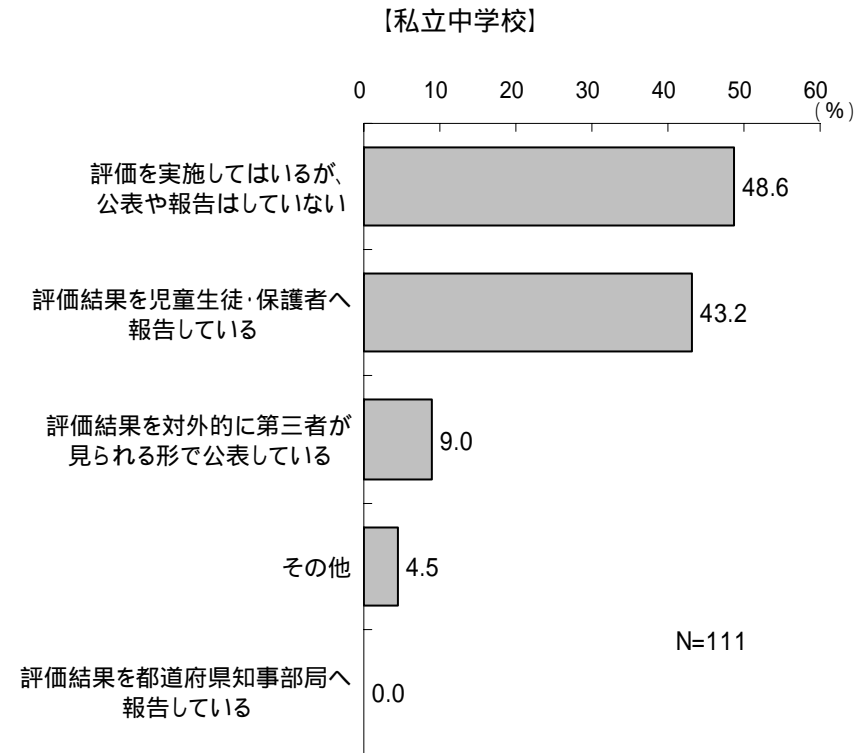
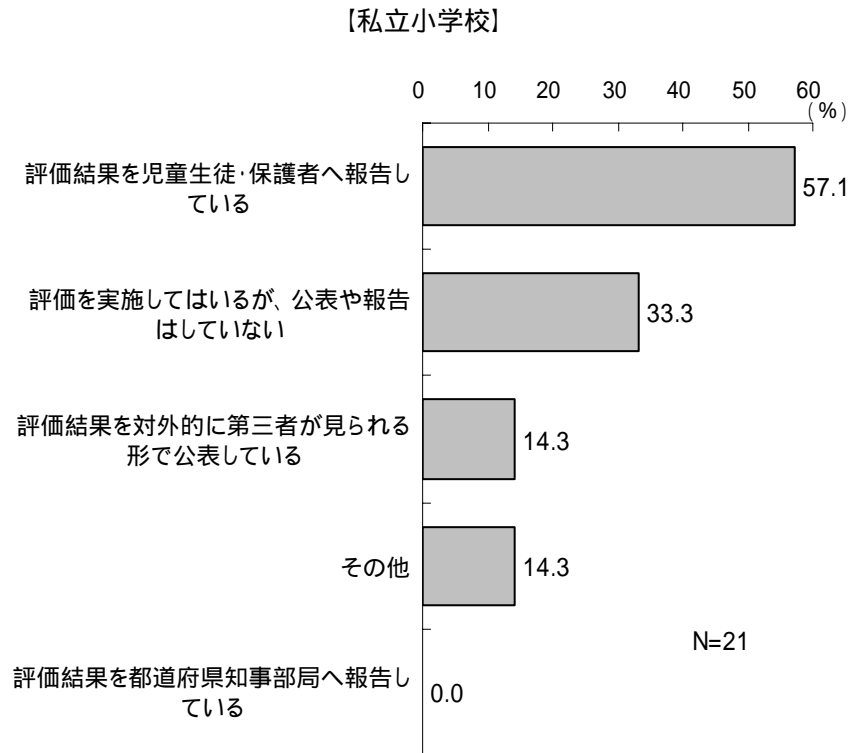
問5付問1. 学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を実施している場合、それはどのような内容についてですか。(はいくつでも)



児童生徒・保護者による評価の実施状況(対外的公表)

児童生徒・保護者による教員評価や学校評価を実施している場合、その結果を対外的に公表しているかどうか尋ねたところ、私立小学校では「評価結果を児童生徒・保護者へ報告している」が57.1%と最も多い。私立中学校では「評価を実施しているが、公表や報告はしていない」が48.6%である。

問5付問2. 学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を実施している場合、その結果を対外的に公表していらっしゃいますか。(はいくつでも)



児童生徒・保護者による評価の実施状況(匿名性の担保)

児童生徒・保護者による教員評価や学校評価を実施している場合、どの児童生徒・保護者が回答したのかが一切分からないような配慮をしているか、実施している調査の形式を尋ねたところ、私立小学校、私立中学校ともに無記名の調査票を担任宛に提出という形式が過半数である。私立中学校の場合は、無記名の調査票を学校長宛に提出という形式も19.8%ある。

問5付問3. 調査の方法に際して、実施しているものをご回答ください。

N = 21

【私立小学校】

	無記名の調査を実施	記名その他の調査を実施
調査票を担任宛に提出	52.4%	14.3%
調査票を学校長宛に提出	4.8%	4.8%
調査票を理事会もしくは理事長宛に提出	4.8%	0.0%
その他	19.0%	0.0%

N = 111

【私立中学校】

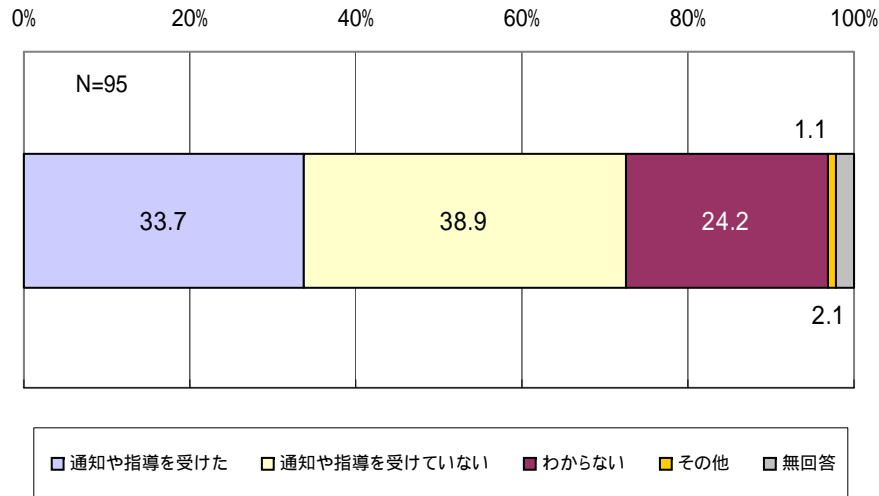
	無記名の調査を実施	記名その他の調査を実施
調査票を担任宛に提出	57.7%	8.1%
調査票を学校長宛に提出	19.8%	5.4%
調査票を理事会もしくは理事長宛に提出	0.9%	0.9%
その他	7.2%	1.8%

児童生徒・保護者による評価実施の通知・指導

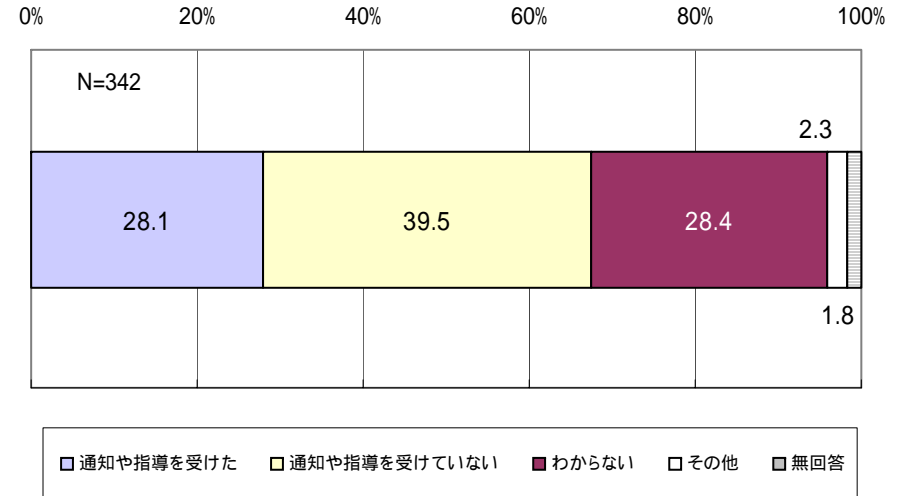
都道府県知事部局から、「学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価」を実施するよう、通知や指導を受けたかどうかを尋ねたところ、「通知や指導を受けていない」という回答が最も多く、私立小学校では38.9%、私立中学校では39.5%を占めている。

問6. 貴校においては、都道府県知事部局から、「学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価」を実施するよう、通知や指導を受けましたか。(は1つだけ)

【私立小学校】



【私立中学校】



児童生徒・保護者による評価実施の通知・指導(形式)

都道府県知事部局から、「学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価」を実施するよう、「通知や指導を受けた」と回答した学校に対し、その形式を尋ねたところ、「文書による直接の通知」がともに最も多く、私立小学校で84.4%、私立中学校で81.3%となっている。

問6付問. その通知や指導の形式はどのようなものでしたか。(はいくつでも)

